

企画総務委員会

令和8年7月8日

1 請願審査

- (1) 請願8-1 非核三原則の堅持を求める意見書提出を求める請願
- (2) 請願8-2 旧姓単記の法制化ではなく、「選択的夫婦別姓制度」の意見書の提出を求める請願書

2 陳情審査

(1) 新たに送付された陳情

- 送付8-10 永田町小学校校舎解体設計業務の即時入札中止及び校舎の保存活用を求める陳情
- 送付8-15 旧永田町小学校解体設計業務委託における不公正な入札手続きの中止および適切な比較検討を求める陳情
- 送付8-16 旧永田町小学校校舎の解体方針に関する陳情
- 送付8-17 旧永田町小学校に係る行政財産から普通財産への財産区分変更、及びその後の留保的管理方針決定に至る一連の意思形成過程の開示を求める陳情

3 報告事項

【地域振興部】

- (1) 区内公園等の禁煙化の検討について 【資料】
- (2) (仮称)千代田区立神田駿河台ホール（日本大学カザルスホール
ちよだ）活用に関する基本構想について 【資料】
- (3) 日比谷図書文化館整備の検討について 【資料】

【政策経営部】

- (1) 議員対応記録の公表について 【資料】
- (2) 旧永田町小学校校舎に関する記録の保存・活用に向けた取り組み
について 【資料】
- (3) 旧軽井沢少年自然の家跡地活用に向けた方針（素案）に対する
パブリックコメントの結果概要について 【資料】
- (4) 留保財産の選定について 【資料】
- (5) 一番町職員住宅及び併設民間マンションの建替えについて 【資料】

4 その他

5 閉会中の特定事件継続調査事項について

請願 8 - 1

非核三原則の堅持を求める意見書提出を求める請願

受付年月日 令和 8 年 6 月 1 9 日

請 願 者 1 名

紹 介 議 員 岩田かずひと、牛尾こうじろう、小枝すみ子

要 旨

私たちは、東京法律事務所の弁護士、事務員、依頼者等合計約 750 人で構成している団体です。2005 年の創立以来、第 9 条を中心に日本国憲法を守り、いかす活動をし、その一環として毎年総会を開催し、講演会等を実施してまいりました。

昨年 12 月 3 日にも、星陵会館において、一般社団法人東友会の被爆者相談員である村田未知子氏をお招きし、特別講演「被爆者の声を伝える一沈黙の叫びを未来に一」を実施したところです。

こうした中、我が国では安全保障関連三文書の改訂に向けた議論が与党内で進められていますが、非核三原則の見直しを懸念する声があります。

そこで、私たちは、日本政府に非核三原則の堅持を求めるべく、その旨の意見書提出を、千代田区議会において求めたいと考え、請願した次第です。なお、同趣旨の意見書は、2025 年 12 月以降、全国で 40 の地方自治体(都内では 5 つの市と目黒区及び杉並区)で採択されています(全国市議会議長会意見書ボックス検索結果)。

非核三原則の堅持を求める意見書(案)

我が国は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を掲げ、堅持してきました。国会において全会一致で決議された国是であり、歴代政権も繰り返し表明してきた国際公約でもあり、国の在り方にかかわる大原則です。

我が国は、広島・長崎への原爆投下の惨禍を経験した唯一の戦争被爆国として、核兵器の非人道性を世界に訴え続けてきました。非核三原則は、我が国の平和と安全保障だけでなく、国際社会の平和と非核化を求める世論と運動の礎となってきました。令和6年には、原爆被害の実相を語り継ぎ、国際社会の平和と核廃絶を訴えてきた日本原水爆被害者団体協議会が国際的な貢献が認められ、ノーベル平和賞を受賞しました。戦後80年を経て、非核三原則は重要性を増しています。

非核三原則は、いかなる政権によっても守らなければならない、時の内閣の判断で変更することは許されないものです。

千代田区は、平成7年3月15日に「国際平和都市千代田区宣言」を発表し、その中で、「国際都市千代田区に住み働き学ぶ私たちは世界の人びとと連帯して核兵器をなくし平和な世界を築きあげよう」と宣言しています。

よって、千代田区議会は、国会及び政府に対し、核廃絶を実現し、日本及び国際社会の平和と安定を守るため、非核三原則を今後も堅持し、核兵器のない人間社会に向けた世界の指導的な役割を担うよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月日

千代田区議会議長 秋谷こうき

請願 8－2

旧姓単記の法制化ではなく、「選択的夫婦別姓制度」の意見書の提出を求める請願書

受付年月日 令和 8 年 6 月 2 4 日

請 願 者 3 2 3 名
 2 0 名（令和 8 年 7 月 2 日追加）
計 3 4 3 名

紹 介 議 員 小枝すみ子、牛尾こうじろう、岩田かずひと

要 旨

現在、世界で唯一の日本の夫婦同姓義務制に対して、選択的別姓制度を求める切実な声がひろがっています。法制審議会が別姓を可能にする民法改正法案を示してから既に 30 年になり、NHK の世論調査では 20～30 代の若年層では約 8 割が賛成となっています。ところが、高市内閣は世論を無視して「旧姓単記」の法制化にすり替えようとしています。

しかし、戸籍名と旧姓の二つの名前が法的に認められると、様々な混乱を招く懸念があることは明白です。法制審議会民法部会でも「氏と異なる呼称の制度を設けることは混乱を招く」（1996 年）と排除されています。「脱税」や「マネーロンダリング」「なりすまし」等の可能性に加え、「行政や企業が対応できるシステムの改修にも膨大な金銭的・社会的コストがかかる」と指摘もあります。

女性の起業家、海外勤務者や研究者も多い今日、経済界や労働団体、学者団体からも「旧姓単記の法制化では解決にならない」と意見が出されています。貴議会には選択的夫婦別姓制度実現のための意見書提出の陳情が複数回提出されましたがいずれも審議未了とされ、23 区中で意見書未提出は少数です。

貴議会におかれましても選択的夫婦別姓制度導入の意見書を提出されることをお願いいたします。

企画総務委員会 送付 8－10

永田町小学校校舎解体設計業務の即時入札中止及び校舎の保存活用を求める陳情

受付年月日 令和 8 年 6 月 1 2 日

陳 情 者 提出者 1 名

令和8年6月12日

陳情書

千代田区議会議長 秋谷 こうき殿

陳情者

件名

永田町小学校校舎解体設計業務の即時入札中止及び校舎の保存活用を求める陳情

—— 安全性・技術基準違反、法令違反、コスト優位性、耐震二重基準、行政答弁の矛盾、デュ
ープロセス違反及び区議会決議不履行に基づく再検討の要請 ——

① 陳情の趣旨

千代田区が現在進めている旧区立永田町小学校（以下「本校舎」）の解体設計業務に係る公共入札について、以下の10点の重大な瑕疵が存在するため、入札の即時中止と本校舎の保存活用への方針転換を含む事業の抜本的見直しを求める。

第一 安全性・技術基準違反

東京メトロ5路線を含む7機関との近接施工協議が一切なされていない。

第二 解体設計の前提条件の欠落

解体設計における擁壁と本校舎地下室の一体構造調査の欠如。

第三 解体設計における地下構造物及び地盤変動調査の欠落

本校舎及び校庭等敷地内の地下埋設物調査未実施による地下構造物の具体的解体設計の不存在と解体設計が及ぼす地盤変動調査の欠落。ひいては、地下構造物が地盤保持構造物であるにもかかわらず、解体設計における安全性評価が欠落。

第四 地下部分の区分地上権と減価の無視

東京メトロとの5路線分の地下部分の区分地上権による敷地の建築利用制限による跡地資産価値評価の減価に対し検討がなされていない。



第五 法令違反

建築基準法・都市計画法・廃棄物処理法・大気汚染防止法の複数条項及び地方自治法第 237 条（財産の管理及び処分）に違反の疑い。跡地活用計画を策定しないまま公有財産の解体に着手する手続き的瑕疵。

第六 IPH 工法による保存の採算性優位

50 年 LCC（ライフサイクルコスト）で約 80%（40 億円）削減、年間約 1,430 万円の収益によるコスト削減実績の可能性。

第七 耐震評価の二重基準

同じ「危険性がある」評価の本校舎を 20 年以上にわたり仮校舎・有償貸出として使用しながら、今般は解体根拠として持ち出す恣意的な基準の使い分け。

第八 区議会軽視と行政答弁の矛盾

令和 7 年 12 月 19 日の企画総務委員会における施設経営課長答弁が解体根拠 6 項目すべてを否定。

第九 デュープロセス（適正手続き）違反懸念と信頼回復への提言

公共工事適正化法第 3 条の 4 原則すべてに違反の懸念。制度改革未完のまま、工期・工費増大の本新規大型入札を進行。

第十 1996 年「終結宣言」の 30 年間不履行

予算特別委員会の委員長集約「地域関係者との協議を行う」が一度も履行されていない。

② 陳情の理由：添付別紙参照。

③ 要望事項

要望 1 入札の即時中止

本件入札を即時中止し、全検証完了まで再開しないこと。

要望 2 全地下埋設物設置者との協議完了

東京メトロ 5 路線を含む全事業者との事前協議を完了し、結果を公表すること。

要望 3 LCC 比較・環境影響評価の実施公表

解体＋新築と IPH 工法保存の双方及び環境アセスメント評価について第三者による比較評価を実施し公表すること。

要望4 行政答弁の矛盾に関する説明責任

施設経営課長答弁と区の公式資料との矛盾について、区長または副区長が区議会に対し説明責任を果たすこと。

要望5 入札監視委員会の即時設置

外部有識者による常設の入札監視委員会を設置すること。

要望6 第三者調査委員会の設置

日弁連ガイドラインに基づく独立第三者委員会を設置し、関連全案件を遡及調査すること。

要望7 政策経営部資料の訂正と意見照会の再実施

閉校経緯・継続使用実績・耐震評価を正確に訂正し、意見照会を再募集し公表すること。

要望8 1996年委員長集約の履行

「地域関係者との協議」を解体予算計上前に実施すること。

④ 結び

そもそも本件は、令和7年（2025年）9月19日の首脳会議という密室において、区議会の議決を経ることなく、区長了承のもとに校舎解体が決定されたものである。これは、平成8年の公共施設適正配置構想（公適配）に関する委員長集約「地域協議を行う」に反し、首長による議会軽視にほかならない。議事録すら存在しない密室決定から、地域コミュニティ・同窓会・関係者等への説明もなく入札公告に至った経緯は、適正手続（デュープロセス）の観点から到底容認できない。

加えて、本件入札仕様書には、地下鉄5路線・首都高等との近接施工協議の欠落、環境アセスメントの不在、文化財調査の拒否、既存内訳明細書の不添付など、解体設計に不可欠な前提条件が意図的に欠落している。これは、追加調査→追加設計→契約金額の増額変更を必然とする構造であり、お茶の水小事件（落札率99.89%・有罪判決）、四番町公共施設（65億5,600万円→91億6,951万円、+39.8%）と同一のパターンである。首長・副首長・行政部門トップによる現在進行形の官製談合案件ではないかとの疑念を禁じ得ない。

環境の観点からも、本件は到底容認できない。解体により、数千トン規模のCO₂が排出され、また数千トン規模の建設廃棄物が発生するだろう。つまり、数百台規模の10tダンプが国会議事堂隣接の道路を走行することになるのである。保存改修であれば、明治神宮の森約3個分の年間吸収量に相当する温室効果ガスの排出を回避できる。千代田区自らが掲げる「2050ゼロカーボンちよだ」「100年住めるまちちよだ」の理念に照らし、89年使い続けた校舎を壊して莫大なCO₂を排出し、新たに建て直すことが環境政策として合理的であるはずがない。にもかかわらず、仕様

書には CO2 排出量の算定もカーボンオフセット計画も LCA 比較も一切記載されていない。環境アセスメントなき公共事業は、令和の時代において許されるものではないと断言できないのであろうか。

採算性の観点からも、本件は区民に対する背信行為ではなかろうか。解体に推定数十億円の公金を投入しながら、跡地は 5 路線の区分地上権により路線価は、30%以上減価する可能性がある。解体費を差し引けば跡地純資産はほぼゼロとなることも考え得るのである。一方、IPH 工法による保存改修であれば推定数億円で足り、保存活用が断然有利なのは言うまでもなかろう。本校舎は閉校後 30 年以上にわたり、麴町小・麴町中の仮校舎、近隣私学への有償貸出、皇位継承式典・東京オリンピックでの国家行事利用、東京メトロからの区分地上権使用料など、一度も途切れることなく継続利用され収益を生んできた。この実績ある「プロフィットセンター兼コスト削減装置」を、活用計画もないまま莫大な公金を投じて解体し、純資産ゼロの更地とすることが、地方自治法第 2 条第 14 項の最少経費・最大効果原則に適うはずがない。多額の公金を投入する公共施設事業として、採算性を度外視した解体は断じて許されない。

だからこそ、更なる官製談合を生まないために、環境を破壊しないために、区民の貴重な公金を無駄にしないために、永田町小学校校舎を解体してはならない。

千代田区は、校舎を解体して更地にし、子どもの遊び場・広場として整備する旨を提案している。しかし、「教育と文化のまち千代田区宣言」（昭和 59 年告示第 15 号）は、まちづくりのよりどころを「教育」と「文化」に求め、「歴史的に培われた郷土の文化遺産を子どもたちに伝え、次の世代の市民を育む」ことを区政の最高理念として掲げている。同宣言は、歴史的環境がこわされ、多くの仲間がこのまちを離れることへの不安を明記し、だからこそ「政策のすべてが文化の視点から見直され、展開されること」を求めたものである。令和 6 年策定の「千代田区教育と文化に関する大綱」もまた、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」「日本や千代田区の歴史・伝統文化を学ぶことで、自分たちが住む地域に愛着や誇りをもつ」ことを基本方針に据えている。118 年の歴史を持つ永田町小学校校舎を、文化財調査すら行わずに解体し、何の歴史も記憶も宿らない更地に変えることは、これらの宣言・大綱の全面的否定にほかならない。

さらに、千代田区「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」（平成 26 年条例第 17 号）第 3 条第 2 項は、「児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、子どもの人権が尊重され、子どもの調和のとれた人格の発達や情操を育む環境が実現されるよう努める」と定め、同条例第 7 条第 3 項は、「子どもが健やかに遊べるように、区の保有する校庭、園庭、公園及び児童遊園を子どものための遊び場として利用できるように努める」と規定する。公適配の名のもとに学校を閉校して地域コミュニティの核を奪い、さらにその校舎を解体することは、子どもの権利条約第 31 条（休息及び余暇の権利）・第 12 条（意見を表明する権利）の趣旨に反し、憲法第 25 条（生存権）・

第 26 条（教育を受ける権利）が要請する基本的人権の保障を損なうものであり、千代田区自らが制定した条例の根本的な矛盾である。子どもの遊び場は、校舎を解体しなくても校庭で十分に確保できる。校舎を残し、校庭を開放すれば、遊び場と歴史的建造物は共存し得るのである。

明治 41 年、議会政治の父と謳われた東京市長・尾崎行雄の問いに応え、初代校長・小西久麿が「首都の模範的市民準備教育法」を著し、東京市のモデル校として開校した永田町小学校。その校訓「元気でやれば、何でも出来る」は、護憲の志士・高橋是清が遺した言葉である。高橋是清は、第二次護憲運動において、衆議院議員として政党政治の実現に身を投じ、大蔵大臣として軍事費の膨張を抑え国民の暮らしを守るために軍部と対峙し続けた。しかし昭和 11 年、二・二六事件において、永田町に程近い赤坂の自宅で暗殺された。

「元気でやれば、何でも出来る」—— この校訓は、権力の横暴に屈しない護憲の精神そのものである。永田町小学校は、憲政の聖地・永田町に立ち、民主主義教育の原点として 118 年の歴史を刻んできた。密室政治によってこの学び舎を解体することは、尾崎行雄や高橋是清が体現した護憲の精神を、この永田町の地から消し去ることにほかならない。

本陳情は、“ふるさとちよだ”に育まれた、永田町小学校校舎とその精神を後世に遺すべく、行うものである。

なお、文化面の観点から付言する。千代田区は校舎解体後の「記録保存」として、デジタルアーカイブや「思い出のアーカイブ」事業を予定している。しかし、子どもの記憶は、画面の中のデータではなく、五感で触れる実空間によって形成される。復興小学校の設計を統括した東京市技師・古茂田甲午郎が目指したのは、学校を「子供の王国」にすることであった。床暖房の温もり、講堂の反響、校庭の藤棚の木漏れ日、階段の手すりの摩耗——これら身体的に体験される空間の記憶こそが、「教育と文化のまち ちよだ」の次世代を育む土壌である。校舎を壊して更地にし、どこにでもある広場に変えてしまえば、ちよだの子どもたちは、118 年にわたってこの地に積み重ねられた教育と文化の記憶に触れる機会を永久に失う。保存改修によって校舎を遺し、子どもたちが歴史ある空間の中で学び、遊び、育つ環境を継承することこそが、千代田区が「教育と文化のまち」を名乗り続けるための、唯一にして最善の選択である。

以上の理由に基づき、本陳情を提出致します。永田町小学校の立地条件は、極めて複雑であり、現行仕様書のまま解体設計を進めることは、地盤崩壊・インフラ損傷・重大事故の危険を伴うものです。千代田区議会におかれましては、住民の安全と公金の適正使用のため、本陳情の趣旨を真摯にご理解いただき、迅速かつ適切なご対応をいただきますよう、切にお願い申し上げます。

添付別紙＞②陳情の理由

第一 安全性・技術基準違反——地下埋設物設置者との協議の未実施

1. 東京メトロ近接施工協議の未実施（5 路線）

永田町駅と赤坂見附駅は改札内乗換が可能な一体構造であり、メトロ最多の 5 路線が集中する。外郭 20m 以内にもかかわらず近接施工協議は一切行われていない。

路線	駅名	駅番号	推定深度	協議状況
有楽町線	永田町	Y16	約 23.7m（有楽町線最深）	未実施
半蔵門線	永田町	Z04	約 36.0m（メトロ全駅 3 位）	未実施
南北線	永田町	N07	地下 3 階（約 30m）	未実施
銀座線	赤坂見附	G05	地下 1-2 階（約 10m）	未実施
丸ノ内線	赤坂見附	M13	地下 1-2 階（約 12m）	未実施

2. 地下埋設物設置者（7 機関）との協議の未実施

No.	事業者	埋設物の種類	協議状況
1	東京メトロ（5 路線）	地下鉄トンネル・駅構造物・連絡通路	未実施
2	東京ガスネットワーク	ガス管（中圧・低圧）	未実施
3	東京都水道局	上水道管	未実施
4	千代田区下水道	下水道管渠	未実施
5	東京電力パワーグリッド	電力ケーブル（地中化）	未実施
6	NTT 等通信事業者	通信ケーブル（地中化）	未実施
7	首都高速道路株式会社	高速道路トンネル構造物	未実施

3～5. 東京都仕様書・日本建築学会指針・地盤工学会基準への不適合

東京都「解体・除却工事共通仕様書」（令和 7 年 10 月版）、日本建築学会「建築物の解体工事施工指針（案）」（2024 年 3 月 RC 造編）、地盤工学会基準のいずれにも適合検討がない。

6. 近接施工協議の欠如による安全性確保のための工期・工費の延長・増額試算の未実施

本件敷地の地下には、東京メトロ丸ノ内線・有楽町線・半蔵門線・南北線及び銀座線の計 5 路線が近接して通過しており、加えて首都高速都心環状線も隣接している。解体工事に伴う振動・地盤変動は、これらの地下構造物の安全性に直接影響を及ぼす。

国土交通省「近接施工に関するガイドライン」に基づき、地下鉄事業者及び首都高速道路株式会社との事前協議が不可欠であるが、仕様書にはこれらの協議に関する記載が一切ない。校舎の地下室は擁壁と一体的に構築されている可能性があり、地下部分の解体が地下鉄トンネルの土留め機能に影響する場合、営業線の安全確保のための仮設工事が必要となり、工期・工費ともに大幅な追加が発生する。

また、本件敷地には東京メトロが民法第 269 条の 2 に基づく区分地上権を設定している可能性がある。これにより敷地の利用には制約が課されており、路線価（推定 45 億円）から 30%以上の減価が生じ、実質 31 億円以下となる。仕様書にはこの区分地上権の存在すら記載されていない。

第二 解体設計の前提条件の欠落

1. 擁壁と校舎地下室の一体構造に関する調査設計の欠如

本件校舎は傾斜地に建設されており、国会議事堂側（東側）から見ると地下 1 階を含む 4 階建ての構造となっている。校舎の地下室は擁壁と一体的に構築されている可能性が高く、解体設計においては擁壁との構造的関係——すなわち擁壁が校舎躯体の一部として機能しているか否か——を事前に調査し、解体工法を検討する必要がある。しかし、仕様書にはこの構造的一体性に関する調査設計が一切含まれていない。

第三 解体設計における地下構造物及び地盤変動調査の欠落

1. 地下構造物が地盤保持構造物であるにもかかわらず、安全性評価が欠落

解体設計仕様書では、地上部分基礎躯体まで解体、地下構造物の残地を前提とする地下部分の埋め戻しという内容になるが、これは、地盤沈下、地下構造物の浮き上がり、擁壁の転倒・滑動、地下水流入による地盤緩みなど、地盤安定性に重大なリスクを生じさせる不合理な仕様となっており、地盤保持機能評価を欠いた設計業務を発注することは、安全性の観点から不当である。

更に、本件敷地は、過去の地下鉄建設工事に伴い校庭に顕著な傾斜が生じている。この傾斜は、地下構造物の存在と地盤変動の履歴を示すものであり、解体工事の施工計画に直接影響する。しかし、仕様書にはこの地盤変動の調査及び対応が記載されていない。

地盤変動による地下インフラへの影響は、地下トンネルの変形、首都高速の不同沈下、下水道管の勾配不良、電力・通信ケーブルの損傷、道路陥没等重大事故につながる恐れがあり、解体仕様

書には、インフラ調査、影響評価、保護工、監視計測等についての一切の記載が無く、公共安全上看過できない欠陥である。

第四 地下部分の区分地上権と減価の無視

本件敷地の地下には、民法第 269 条の 2 に基づく区分地上権が東京地下鉄株式会社（東京メトロ）のために設定されている。5 路線分の区分地上権は、敷地の建築利用を著しく制限する。

評価項目	金額又は率	備考
路線価による土地評価額	約 45 億円	永田町 2 丁目路線価基準
区分地上権による減価率	30%以上	5 路線分の重疊的制限
実質土地評価額	約 31 億円以下	約 45 億円 $\times$ (1-0.30)
解体費用（推定）	約 14～33 億円	地下鉄近接・石綿対策含む
跡地純資産	ほぼゼロ～マイナス	解体費 $\geq$ 実質評価額

さらに、東京メトロからは区分地上権使用料が千代田区に継続的に支払われており、校舎解体後もこの使用料収入は継続するが、解体によって建物の収益活用機会は完全に失われる。

解体に推定約 14～33 億円の公金を投入しながら、跡地純資産がほぼゼロとなることは、地方自治法第 2 条第 14 項の最少経費・最大効果原則に明白に違反する。

第五 法令違反

1. 建築基準法第 8 条

約 32 年間の維持保全義務懈怠。適切に維持保全していれば解体不要だった可能性が高い。

2. 建築基準法第 15 条・第 90 条

除却届出・安全計画届出の未策定。

3. 都市計画法第 53 条・第 59 条

都市計画施設区域内における許可・認可手続きとの整合性未検証。

4. 廃棄物処理法第 12 条

RC 造解体により推定約 3,000 トンの廃棄物が発生するが処理計画なし。

5. 大気汚染防止法

アスベスト事前調査の分離発注義務への未対応。

6. 環境アセスメント欠如

CO₂排出量の定量評価なし。「2050 ゼロカーボンちよだ」との矛盾。

7. 跡地活用計画の不存在——地方自治法第 237 条違反

公有財産の処分にあたっては、地方自治法第 237 条に基づき、財産の適正な管理及び処分が義務づけられている。同条第 2 項は「条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない」と規定する。

本件において、千代田区は旧永田町小学校の解体（＝公有財産の不可逆的処分）を計画しているが、解体後の跡地活用計画は一切策定されていない。すなわち、活用の目的・方法・期間・費用対効果のいずれも検討されないまま、区民の共有財産たる公有財産を消滅させようとしている。これは以下の点で違法性が認められる。

(1) 財産管理義務違反：地方自治法第 237 条第 1 項は「その事務を処理するために必要な財産」の適正管理を求めているが、活用可能性の検討なく解体することは管理義務の放棄にほかならない。

(2) 議会議決の潜脱：同条第 2 項が定める議会の議決を経ることなく、事実上の財産処分（解体による価値の消滅）を行うことは、議会の財産処分権限を侵害する。

(3) 公共施設等総合管理計画との不整合：総務省通知（平成 26 年 4 月 22 日付）に基づき策定された千代田区公共施設等総合管理計画は、公共施設の「集約化・複合化」を基本方針としており、活用計画なき解体はこの方針にも反する。

(4) 公有財産台帳との矛盾：本校舎は公有財産台帳に登載された行政財産であり、その廃止・処分には用途廃止の手続きと代替活用計画の策定が前提となるが、いずれも実施が不透明である。

以上のとおり、跡地活用計画を策定しないまま公有財産の解体に着手することは、地方自治法第 237 条の財産管理義務に違反し、かつ公共施設マネジメントの原則にも反する重大な手続き的瑕疵である。

第六 IPH 工法による保存の採算性優位

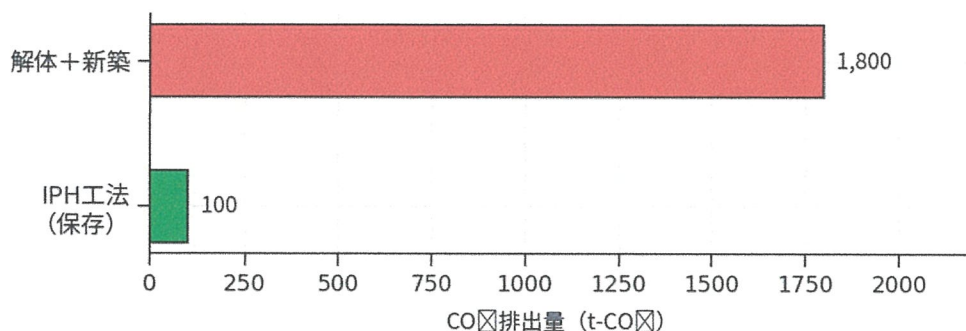
1. IPH 工法の概要

土木学会技術評価第 0020 号認定。NETIS 登録 (CG-070007-V)。従来工法比で経済性 31%向上、工程 58%短縮。

2. CO₂排出量の比較

解体+新築：約 1,800t-CO₂。IPH 工法保存：約 100t-CO₂。約 94%削減。

CO₂排出量比較：約94%削減

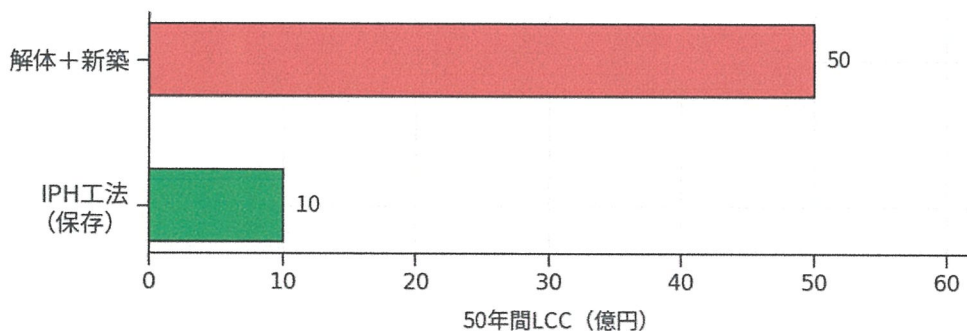


【図 1】 CO₂排出量比較

3. ライフサイクルコスト (LCC) の比較

解体+新築 50 年 LCC：約 50 億円。IPH 工法保存：約 10 億円。約 80% (40 億円) 削減。

LCC比較：約80% (40億円) 削減

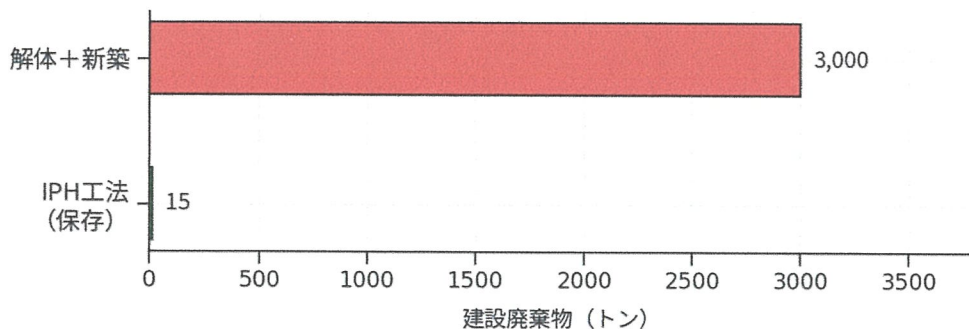


【図 2】 50 年 LCC 比較

4. 建設廃棄物の比較

解体：約 3,000 トン。IPH 工法：約 15 トン (99.5%削減)。

建設廃棄物比較：約99.5%削減



【図 3】 建設廃棄物比較

5. 校舎保存による収益ポテンシャル

1. 私学への仮校舎貸出の実績

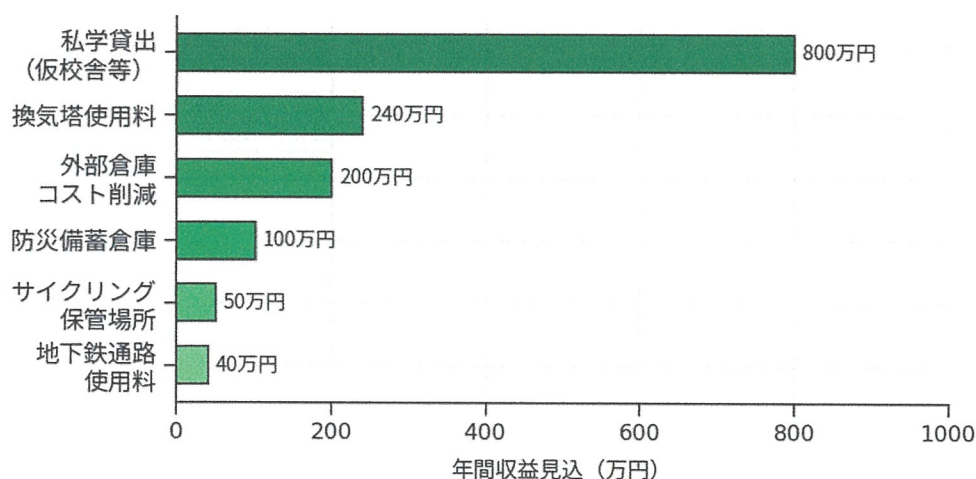
本校舎は閉校後、私学への仮校舎貸出により行政財産使用料の収入実績がある。

期間	貸出先	用途	備考
2005～2006 年	雙葉学園	仮幼稚舎	✓ 賃貸収入あり
2006～2008 年	神田女学園	仮校舎	✓ 賃貸収入あり（2 年間）

2. 収益・コスト削減の総括（推計）

用途	年間見込（万円）	備考
私学貸出（仮校舎等）	約 800	雙葉学園・神田女学園 実績あり
換気塔使用料	約 240	東京メトロとの契約
外部倉庫コスト削減	約 200	区有財産の有効活用
防災備蓄倉庫（コスト回避）	約 100	区の防災計画に寄与
サイクリング保管場所	約 50	住民サービス
地下鉄通路使用料	約 40	東京メトロとの契約
合計	約 1,430	50 年間で約 7.15 億円

校舎保存による収益ポテンシャル（年間合計 1,430万円）



【図 4】校舎保存による収益ポテンシャル

このように、本校舎は閉校後も「プロフィットセンター兼コスト削減装置」として継続的に収益を上げ、または仮校舎として新校舎建設費の削減に貢献してきた。この実績ある資産を、活用計画もないまま解体することは経済的に非合理である。

保存改修の代替手段として、IPH 工法（コンクリート強化工法）が存在する。IPH 工法は、既存コンクリートにケイ酸塩系含浸材を注入し、圧縮強度を回復・向上させるものであり、築 100 年超の建物にも適用実績がある。本件仕様書には IPH 工法その他の保存改修手法との比較検討が一切記載されていない。これは地方自治法第 2 条第 14 項が要求する「最少の経費で最大の効果」を検証する義務を怠るものであり、地方財政法第 4 条第 1 項（経費の効率的使用義務）にも違反するため、よくよく検討されたい。

第七 耐震評価の二重基準——「危険性がある」校舎を 20 年以上使用した事実

千代田区は永田町小学校校舎の耐震診断結果を「危険性がある」と評価した。しかし、同じ「危険性がある」評価のもとで以下の使用実績がある。

1. 「危険性がある」評価下での使用実績

期間	使用内容	使用者	評価
2000～2003 年	麹町小学校建替え時の仮校舎	千代田区（区自身が安全と判断）	危険性がある
2005～2008 年	雙葉学園・神田女学園への有償貸出	民間の児童・生徒が使用	危険性がある
2009～2012 年	麹町中学校建替え時の仮校舎	千代田区（区自身が再び安全と判断）	危険性がある

2. 麹町中学校建替え時の比較（H19 年環境文教委員会）

建物	耐震診断結果	区の対応
永田町小学校	「危険性がある」（評価Ⅱ）	仮校舎として安全と判断し使用 → 今は「危険」と主張し解体
麹町中 2 号館	「危険性が高い」（評価Ⅰ）	閉鎖・取壊し（適切な対応）
麹町中 他棟	「危険性がある」（評価Ⅱ・同じ）	当面現行のまま使用

すなわち、「危険性がある」は「当面使用可能」レベルであり、解体の根拠とはなり得ない。

3. 継続使用の全年表——「未利用・低利用」は虚偽

時期	活用内容	備考
1908 年（明治 41 年）	3 月校舎竣工、6 月東京府東京市永田町尋常小学校開校	創立
1937 年（昭和 12 年）	関東大震災後の改築小学校として木造 2 階建から鉄筋 3 階建となり新たに竣工	RC 造改築

1938 年	4 月 東京市麹町区永田町幼稚園開園	
1945 年	3 月 10 日の東京大空襲に続く 5 月 25 日～26 日の大規模空襲の際、海軍駐屯地として教職員一同、地域避難民と共にプールの水を用い校舎と人命を守り抜いた	戦災免れる
1947 年	戦後、学制改正により千代田区立永田町小学校となる	
1949 年	東京都から行政財産として土地建物、無償譲与	
1995 年	4 月 千代田区公共施設適正配置構想実施により閉校	幼小合計 約 260 名 在校
1998 年	千代田区が永田町小学校仮校舎の耐震診断実施	
1999～2000 年	耐震診断に鑑み、仮校舎として使用のため、外壁改修工事、屋上防水工事、内部改修工事、外溝工事を実施	区費投入
2000～2003 年	麹町小学校仮校舎として使用	公共利用
2003～2004 年	四番町歴史民俗資料館の資料一時保管所として使用	
2005～2006 年	雙葉学園仮幼稚舎として使用	有償貸出
2006～2008 年	神田女学園仮校舎として使用	有償貸出
2009～2012 年	麹町中学校仮校舎として使用	公共利用
2014～2016 年	千代田区永田町一丁目、霞が関二丁目付近再構築工事における仮設物用地として使用	
2016 年～	体育館・校庭を子どもの遊び場等として使用	
2019 年	皇位継承式典/東京オリンピックでの警察官待機場所として無償貸出	国家行事
直近	体育館：環境まちづくり部コミュニティサイクル置き場として使用 校庭：子どもの遊び場として使用	コスト削減
現在	解体設計入札予定	← 本件

※ 特筆すべきは、近隣私立学校（雙葉学園・神田女学園）への有償貸出による収入、区費投入による耐震改修の実施であり、これらの事実は区が本校舎を「活用可能な財産」と認識していたことを明確に示す。

【耐震二重基準の結論】

区自ら「危険性がある」校舎を 20 年以上にわたり仮校舎・有償貸出として使用しておきながら、今般解体の根拠として同じ評価を持ち出すことは恣意的な基準の使い分けであり、行政の一貫性・信頼性を根本から損なう。佐藤課長自身の答弁が、校舎の構造的健全性を裏付けている。「私学

への貸出収入が仮校舎化工事費用を上回っている」(要望書より)という事実は、本校舎が区にとって収益資産であったことを示す。区の「未利用又は暫定活用」は事実に反する。

第八 区議会軽視と行政答弁の矛盾——施設経営課長答弁が解体根拠 6 項目すべてを否定

令和 7 年（2025 年）12 月 19 日の千代田区議会において、施設経営課長が行った答弁は、区が解体の根拠として掲げてきた公式資料の記述を項目ごとに尽く否定する内容であった。

区の公式資料（解体根拠）	施設経営課長の答弁（R7. 12. 19）	矛盾の評価
「倒壊リスクが高い」	強度 250～300kg（基準 240kg 超） 「落ちることは考えづらい」	△ 基準値超の強度が確認済。倒壊リスク否定
「老朽化が深刻」	中性化は「そんなに悪くない」	△ 老朽化の深刻さを担当課長が否定
「地震に弱い」	東日本大震災後「構造的に大きな影響なし」	△ M9.0 でも構造被害なし＝耐震性の実証
「耐震基準が変わった」	RC 造の基準は「特に変わっていない」	△ 新耐震基準との不適合を理由にできない
「天井落下の危険」	体育館に「天井材はない」「問題はな い」	△ 存在しない天井材を根拠にした虚偽
「危険性が高い」	診断は「危険性がある」（全く異なるレ ベル）	△ I（高い）と II（ある）の意図的混同

【耐震診断の安全性評価（3 段階）】

評価区分	内容
I：危険性が高い	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
II：危険性がある	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
III：危険性が低い	地震に対して安全な構造であると判断できる。

本校舎の診断結果は評価Ⅱ「危険性がある」であるが、区の公式資料では「危険性が高い」（評価Ⅰ相当）と記載。施設経営課長答弁により、解体根拠 6 項目すべてが区自身の答弁で否定されたことは、区議会および区民に対する重大な虚偽説明に該当する。

第九 デュープロセス（適正手続き）違反懸念と信頼回復への提言

1. 百条委員会との関連

千代田区議会は、令和 6 年（2024 年）に設置した 100 条委員会（地方自治法第 100 条に基づく調査特別委員会）において、区内 5 地区の再開発事業（総延床面積約 7,500 m²超）に関する不正疑惑を調査中である。本件解体設計委託も、首長・副首長・行政部門トップが首脳会議という密室で決定し、区議会の議決を経ずに入札公告に至っている点において、同様の不透明な意思決定プロセスを辿っている。

デュープロセスの原則は、公権力の行使にあたり公正な手続きが保障されなければならないという法の支配の根幹原則である。

2. 公共工事適正化法第 3 条——4 原則すべてに違反の懸念

原則	内容	根拠法令
透明性の確保	入札・契約の過程を公開し区民の監視を可能にする	適正化法 第 3 条 1 号
公正な競争	全参加者に平等な条件を保障する	適正化法 第 3 条 2 号
不正行為の排除	談合その他の不正を徹底排除する	適正化法 第 3 条 3 号
適正な履行の確保	契約内容が安全かつ適切に履行されることを確保する	適正化法 第 3 条 5 号

※千代田区は 2024 年 1 月の官製談合防止法違反による逮捕・有罪にもかかわらず、制度改革が未完了のまま新たな大型入札が進行中である。

3. デュープロセス回復のための 8 提言

提言① 入札監視委員会の即時設置

外部有識者による常設の入札監視委員会を設置し、すべての入札をリアルタイム監視する。

提言② 第三者調査委員会による真相究明

日弁連ガイドラインに基づく独立第三者委員会の設置。

提言③ 公益通報者保護制度の実効化

「告発した者が罰せられる」構造を転換。

提言④ 永田町小解体入札の即時凍結

再発防止策の実効性検証と、地下インフラ管理者（東京メトロ・首都高速）との技術協議を先決事項とする。

提言⑤ 復興小学校としての文化的価値評価

1937 年竣工の復興小学校の建築・文化的価値を評価。保存・活用を検討。

提言⑥ 議員口利き禁止・記録制度の条例化

議員からの入札に関する問い合わせを記録・公開する制度を条例として制定。

提言⑦ 政策経営部資料 3-2 の訂正と意見照会の再実施

要望書が指摘する閉校経緯・継続使用実績・耐震評価を正確に訂正し、全意見を公開のうえ意見照会を再募集。

提言⑧ 地域コミュニティとの懇談の場の設置

陳情者や各関係者との懇談の場を、解体予算の計上審議前に設ける。

第十 1996 年「終結宣言」の 30 年間不履行

平成 8 年（1996 年）第一回定例会の予算特別委員会において、以下の委員長集約がなされた。

【委員長集約①】

「公共施設適正配置構想は、役割を終えたものとする。必要な施設の建設については、新基本計画の改訂の中に組み入れる。」

【委員長集約②】

「旧永田町小学校の解体については、地域要望を勘案しつつ地域関係者との協議を行う。」

【執行機関（区長）の表明】

「この委員長集約を真摯に受けとめ、執行に当たる。」

上記の委員長集約は、区議会における正式な意思決定であり、執行機関はこれを遵守する義務を負う。しかしながら、この「終結宣言」から 30 年間、「地域関係者との協議」は一度も行われていない。

この不履行は以下の問題を含む。

- ① 区議会決議の無視：区議会の正式な委員長集約を執行機関が 30 年間にわたり履行しないことは、議会制民主主義の根幹を侵害する。
- ② 住民参加の機会剥奪：卒業生や地域関係者が解体方針の策定過程に一度も参加できなかったことは、住民自治の原則に反する。

- ③ 現行入札の正当性の根本的欠缺：「地域関係者との協議」という前提条件を充足しないまま解体設計入札を公告することは、手続き的に無効である。
- ④ 信義則違反：「真摯に受けとめ、執行に当たる」と表明しながら 30 年間放置したことは、行政の信義誠実の原則（信義則）に違反する。

・ 関連法令・技術基準一覧

分類	法令・基準名	関連条項
安全基準	建設工事公衆災害防止対策要綱	国交省告示第 496 号
安全基準	東京メトロ近接施工協議基準	外郭 20m 以内・5 路線
安全基準	東京都「解体・除却工事共通仕様書」	令和 7 年 10 月版
安全基準	日本建築学会「解体工事施工指針」	2024 年 3 月 RC 造編
安全基準	地盤工学会基準	近接施工技術基準
法令	建築基準法	第 8 条・第 15 条・第 90 条
法令	都市計画法	第 53 条・第 59 条
法令	廃棄物処理法	第 12 条
法令	大気汚染防止法	アスベスト事前調査
法令	建設リサイクル法	分別解体・再資源化
法令	公共工事入札契約適正化法	第 3 条（4 原則）
法令	官製談合防止法	入札談合等関与行為の排除
法令	地方自治法	第 237 条（財産の管理及び処分）
環境	2050 ゼロカーボンちよだ	CO ₂ 実質ゼロ宣言
技術	IPH 工法 土木学会技術評価	第 0020 号認定

企画総務委員会 送付 8－15

旧永田町小学校解体設計業務委託における不公正な入札手続きの中止
および適切な比較検討を求める陳情

受付年月日 令和 8 年 6 月 22 日

陳 情 者 提出者 1 名

令和8年6月22日

陳情書

千代田区議会議長 秋谷 こうき 殿

陳情者



【陳情の件名】

旧永田町小学校解体設計業務委託における不公正な入札手続きの中止および適切な比較検討を求める陳情

【陳情の趣旨】 現在、千代田区が令和8年6月25日開札予定で手続を進めている「旧永田町小学校解体設計業務委託」の公募制指名競争入札に関し、仕様の不備および同時期発注の他案件との著しい不整合が認められます。このままでは適正な税金の執行が妨げられ、多額の公金が浪費される恐れが極めて高いため、当該入札手続きを即時中止し、十分な比較検討と一貫性のある方針への見直しを求めるよう、以下の通り陳情いたします。

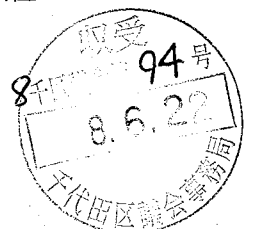
【陳情の理由】 本件解体設計業務の推進には、以下の通り重大な制度上の矛盾と、政策決定における比較検討の欠如が存在します。

1. 公募制指名競争入札の根幹を揺るがす不当な発注形態

区は本件を「公募制指名競争入札」に付していますが、発注仕様における解体範囲が「地上部分基礎躯体まで解体」という実務上多義的で曖昧な表現に留まり、さらに積算の前提となるべき「予定工事費」すら未定のままとなっています。本来、公募制指名競争入札は、明確な仕様に基づいて各業者が厳密に見積もりを競うべき制度です。解体範囲の深度も工事予算の枠組みも示されない中では、業者が同一条件で積算することは原理的に不可能であり、適正な価格競争が働きません。入札を単なる「最低制限価格の引き当てクジ」へと変質させるものであり、制度の趣旨を著しく逸脱しています。

2. 同時期発注の「旧外神田住宅」解体設計との著しい不整合

区が同時期に発注している「旧外神田住宅解体設計業務」においては、本件同様に跡地利用用途が「検討中」であるにもかかわらず、その解体範囲を「地下構造体を残し地盤面からマイナス500ミリメートルまで」と限定し、費用抑制と将来への柔軟性



を残しています。一方で、本件旧永田町小学校においては、同様の用途未定地でありながら、何ら合理的な比較検討を行うことなく、プールや外構樹木の撤去、さらには建築計画なき擁壁改修まで含む広範な破壊を先行させています。この同一自治体内における方針の二重基準（ダブルスタンダード）は、行政の一貫性と公平性を著しく欠くものです。

3. 手順の逆転による巨額の財政的損害（二重投資）のリスク

跡地利用の用途が決定していない段階で、プール解体や外構樹木等撤去、擁壁改修を行うことは、将来の再整備において「仕様が合わない」という事態を招き、再設計や再施工による「二重投資の無駄（公金の浪費）」を確実に発生させます。また、予算枠（予定工事費）を定めずに設計を先行させた結果、算出された工事費が区の財政計画を超過した場合、基本設計のやり直し（手戻り）による設計委託料の完全な無駄遣いが生じます。

【要望事項】

1. 令和8年6月25日開札予定の「旧永田町小学校解体設計業務委託」の入札手続きを即時中止すること。
2. 旧外神田住宅の事例等との整合性を踏まえ、費用対効果の観点から適切な比較検討を行い、解体の是非を含め、方針を再検討すること。

企画総務委員会 送付 8－16

旧永田町小学校校舎の解体方針に関する陳情

受付年月日 令和 8 年 6 月 22 日

陳 情 者 提出者 1 名

令和8年(2026年)6月22日

陳 情 書

千代田区議会議員 秋谷 こうき 殿



件名:旧永田町小学校校舎の解体方針に関する陳情

— 公共施設適正配置構想時の小学校校舎解体工事等に関する調査特別委員会中間報告書(平成23年3月)及び千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書(令和6年7月)の教訓を踏まえた、議会関与の制度的確保についての要望 —

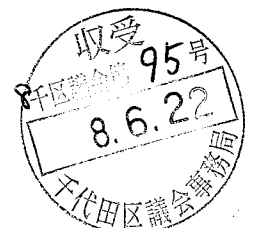
陳情の理由:

千代田区議会は、平成22年第4回区議会定例会継続会において、「行政事務執行に伴う真相究明のための調査に関する決議」を可決し、特別委員会として、「公共施設適正配置構想時の小学校校舎解体工事等に関する調査特別委員会」を設置した。本委員会は、平成5年(1993年)から平成9年(1997年)までに行われた区立小学校の校舎解体工事の入札等の契約事務について調査を行い、平成23年3月31日付で同委員会中間報告書(以下「中間報告書」という。)を取りまとめた。中間報告書は、契約事務の透明性確保の重要性について重要な指摘を行うとともに、契約制度の改善、「千代田区職員等公益通報条例」の運用充実、「区民等からの要望等の記録に関する取扱要綱」及び「不当要求行為の記録に関する取扱要綱」の制定など、各制度改革の契機となった。

令和6年1月、元区議会議員及び元職員による官製談合防止法違反事案(お茶の水小学校・幼稚園改築工事関係)が発覚した。区はこれを受け、「千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会」及び「千代田区入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議」を設置し、令和6年7月に「千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書」(以下「再発防止検討報告書」という。)を公表した。また、令和6年3月開催の千代田区議会「契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会」においては、公適配時の小学校校舎解体工事等をめぐる先述の中間報告書が「区議会事務局資料1」として委員に配付され、再発防止策の検討資料として活用された。これらの経緯は、中間報告書の教訓が現時点においても重要な参照点であることを示している。

旧永田町小学校校舎の解体は、お茶の水小学校・幼稚園改築工事に係る官製談合防止法違反事案後、近年における大規模な区立小学校関連工事となる。中間報告書及び再発防止検討報告書の教訓を踏まえ、本件解体に係る意思決定及び契約手続については、議会関与と契約透明性の確保について、特段の配慮が求められることを注意喚起されたい。

陳情項目:



よって、千代田区議会に対し、下記の事項について審議のうえ、関係機関に必要な措置を講じられるよう求める。

1 区長による説明責任の確保

旧永田町小学校は、明治の創立以来、当時の東京市長尾崎行雄氏より、東京の模範市民教育の実践校としての役割を任せられ、日本の教育モデル校として、明治・大正・昭和・平成の時代を国家の中核永田町で果たしてきた経緯があり、戦後もその土地建物は教育目的の財産として承継されている。旧永田町小学校校舎の解体理由については、公式説明における「教育目的」の位置付けを含め、区長による本会議又は所管常任委員会における公式答弁の機会を設けていただきたい。

2 教育用財産の用途変更プロセスの公開

旧永田町小学校敷地に係る財産区分の用途変更に関する庁内決裁文書、関係会議体（首脳会議、区有地等活用検討会等）の議事録及び起案文書について、区議会に資料として提出することを求める。

3 日本国憲法第26条「教育を受ける権利」との適合性の検証

教育用財産として承継された旧永田町小学校校舎の解体方針について、日本国憲法第26条「教育を受ける権利」及び地方自治法の関係規定との整合性を、区議会において公式に検証することを求める。

4 解体方針の議会承認手続の制度化

旧永田町小学校校舎の解体の執行に先立ち、区議会本会議における承認議決を要件とする旨の条例制定について審議することを求める。

5 教育用財産処分基準の制度化

教育用財産の用途変更及び処分に関する基準を条例として制度化し、議会関与・区民参加・外部有識者の関与を必須要件とすることについて審議することを求める。

6 周辺都市計画・国有地との関係の透明化

旧永田町小学校敷地に隣接する都市計画道路補助第21号線計画区域及び国有地等との関係について、千代田区が把握している範囲で、東京都及び国との協議の経緯等を含め、区議会、区民及び外部有識者に対し協議の内容を公開し説明を行うよう、関係部署に求めること。

7 契約透明性確保のための外部監視体制の整備

中間報告書及び再発防止検討報告書の教訓を旧永田町小学校解体プロセスに制度的に適用し、外部有識者を含む契約監視体制を解体・改修工事等の着手前に整備するよう、関係部署に求めること。

結 語:

本陳情は、特定の個人又は組織に対する非難を目的とするものではない。陳情者の意図は、千代田区における公有財産処分の意思決定過程について、議会制民主主義及び情報公開の原則に基づき、制度的な検証と改善が行われることに尽きる。

明治以来地域に根差してきた旧永田町小学校について、教育用財産としての歴史的経緯及び現校舎の文化財・建築的価値を踏まえ、解体方針の決定過程に関する公式な公開検証と、関係条例等の制度的整備が行われるよう、区議会の良識ある審議を強く求めるものである。

企画総務委員会 送付 8－17

旧永田町小学校に係る行政財産から普通財産への財産区分変更、
及びその後の留保的管理方針決定に至る一連の意思形成過程の開示を求める陳情

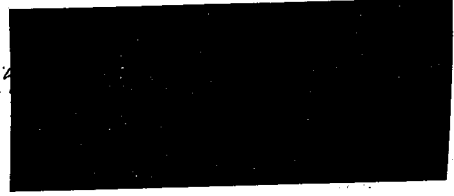
受付年月日 令和 8 年 6 月 2 2 日

陳 情 者 提出者 1 名

2026年6月22日

陳 情 書

千代田区議会議長 秋谷 こうき殿



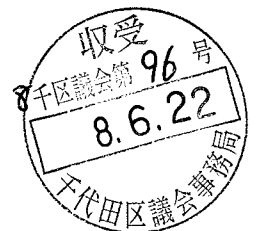
件名:旧永田町小学校に係る行政財産から普通財産への財産区分変更、及びその後の留保的管理方針決定に至る一連の意思形成過程の開示を求める陳情

【陳情の理由】

旧永田町小学校土地建物の教育用財産としての性格を確認し、公共施設に係る行政財産・普通財産・留保財産の用途廃止・用途変更等プロセス公開の条例化を求めたく、係る行政財産から普通財産への財産区分変更、及びその後の留保的管理方針決定に至る一連の意思形成過程の開示を求めるため。

千代田区が公表する旧永田町小学校に関する公式説明において、校舎解体の理由として記載されている主な事項は、(一) 都心部における新たな土地取得の困難性、(二) 校舎の老朽化、(三) 維持管理上の課題、(四) 柔軟な土地活用の可能性、(五) 将来の行政需要への柔軟な対応——の5点である。これらの説明においては、旧永田町小学校の土地建物がそもそも東京市時代に、子どもの教育目的にて投資されたものであるという整備趣旨が脱落している点を指摘申し上げます。千代田区は、所有者としての権限を有するとしても、東京市から承継した旧永田町小学校土地建物についての『教育用財産としての整備趣旨』を尊重し、東京都民全体への説明責任を果たす公的責任を負うことを何より認識されたい。公共施設適正配置構想による閉校以来、旧永田町小学校の土地建物の財産区分について、教育条件の確保・教育環境の改善・教育用財産の継続的活用といった「教育目的」に直接関わる記載が確認できないため、区議会においては、千代田区が解体根拠とする説明の内容と教育目的との整合性について、改めて確認することが求められる。元来、行政財産とは、目的限定性の性格を持ち、その「用途」または「目的」の保全を原則とする。従って、千代田区が公共施設適正配置構想にて閉校とした学校群、特に東京市による復興小学校及び改築小学校に係る恣意的用途廃止は、用途保全の原則の空洞化であり、実質的な土地利用転換である。

千代田区は、旧永田町小学校の土地建物について、公共施設適正配置構想による閉校後、度々、小学校、幼稚園、中学校へ仮校舎として貸出しを行っているが、都度、用途変更を行い、遂



には留保財産の制度を用いて解体を根拠づけ、普通財産のまま、無計画に解体実施に走っているのではないのでしょうか。目的喪失状態での闇雲運転行政と言わざるを得ません。こうした経緯を踏まえ、公共施設に紐づく行政財産・普通財産における用途廃止・用途変更等プロセスについて公開し、区民・関係者に明確に説明するステップを経て区議会にて議論いただきたく、条例化の旨、切にお願い申し上げます。

区内公園等の禁煙化の検討について

1 趣旨

区立公園等は子どもを含む多くの区民が日常的に利用する公共空間であり、受動喫煙防止の観点から、より一層の環境整備が求められている。屋外であっても、公園等の限られた空間では煙の回避が困難であり、特に子どもの健康への影響に配慮する必要がある。このため、安全生活条例に基づき、公園等を新たに禁煙指定し、誰もが安心して利用できる公共空間の確保を図る。

2 対象施設

区立公園、児童遊園、区立広場

※現在59か所中36か所が禁煙指定済み

3 実施内容

未指定(23か所)の公園等について、新たに禁煙区域として指定し、区内公園等の全面禁煙化を図る。

4 実施時期(予定)

令和9年4月1日

5 実施に向けた今後の対応

- (1) 町会・警察等との協議
- (2) 区民・利用者への周知(掲示・広報)
- (3) 議会への報告

6 制度上の整理

- (1) 公共の場所における一律規制との関係

公共の場所は原則として喫煙規制の対象であるが、公園についてはこれまで個別指定による運用を行ってきた。

- (2) 区営喫煙所との関係

区営喫煙所は区道、公園等の公共の場所に設置されているが、現行条例上、特定の場所を喫煙可能とする明確な例外規定は存在していない。

禁煙化未指定公園一覧

	公園名称	住所	備考
1	神田橋公園	神田錦町一丁目29番地	
2	三宅坂小公園	隼町4番3号	
3	龍閑児童公園	岩本町一丁目14番1号	
4	常盤橋公園	大手町二丁目7番2号	
5	清水谷公園	紀尾井町2番1号	
6	錦三会児童遊園	内神田三丁目1番2号	
7	鎌倉児童遊園	岩本町一丁目1番1号	
8	地蔵橋東児童遊園	神田美倉町10番地	
9	お玉が池児童遊園	岩本町二丁目5番1号	
10	岩本町二丁目児童遊園	岩本町二丁目18番6号	
11	和泉橋南東児童遊園	岩本町三丁目11番16号	
12	和泉橋南西児童遊園	神田岩本町15番地	
13	左衛門橋北児童遊園	東神田三丁目1番17号	
14	左衛門橋南児童遊園	東神田二丁目8番1号	
15	いずみ児童遊園	神田和泉町1番地	
16	昌平橋東橋詰広場	外神田一丁目1番1号	
17	昌平橋西橋詰広場	外神田二丁目1番17号	
18	内幸町広場	内幸町一丁目5番1号	
19	岩本町馬の水飲広場	岩本町三丁目10番先	
20	秋葉原駅東口広場	神田佐久間町一丁目22番地先	
21	大和橋広場	岩本町三丁目6番地先	
22	飯田橋子どもの広場	飯田橋三丁目12番3号	R8.7オープン予定。
23	日比谷公園（都立）	日比谷公園	

(仮称)千代田区立神田駿河台ホール（日本大学カザルスホールちよだ） 活用に関する基本構想について

1 概要

区は、カザルスホールの歴史的・文化的価値や再開を望む声を踏まえ、日本大学と再生に向けた協議を進め、令和8年6月19日には「日本大学カザルスホール」を借り受けて運営するにあたり、一定の認識の共有が図られたことから、施設整備等の基本方針を定めました。

(仮称)千代田区立神田駿河台ホール（日本大学カザルスホールちよだ）活用に関する基本構想（以下、「本基本構想」という）は、こうした経緯や、関係者及び文化芸術プラン推進委員会での議論を踏まえながら、整備や活用、運営の基本的事項・方針を整理したものです。

2 本基本構想の位置づけ

本基本構想は、文化芸術の公共的価値を定めた「文化芸術基本法」や「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」等の趣旨を踏まえるとともに、「千代田区第4次基本構想」及び「千代田区文化芸術基本条例」のもと、「千代田区文化芸術プラン」に基づき策定するものです。



3 当面の今後のスケジュール（予定）

令和8年7月 パブリックコメント実施

9月 (仮称)千代田区立神田駿河台ホール活用に関する基本構想策定

10月～12月 (仮称)千代田区立神田駿河台ホール活用に関する基本協定締結

令和9年2月 (仮称)千代田区立神田駿河台ホール設置条例上程



(仮称)千代田区立神田駿河台ホール (日本大学カザルスホールちよだ) 活用に関する基本構想

(素案)

令和8年 月

千代田区



目次

背景	1
第1章 カザルスホールの施設概要	2
第2章 区の文化芸術振興に関する現状と課題、今後の方向性	3
第3章 カザルスホールの基本的な考え方について	5
1 本基本構想の位置づけ	5
2 設置目的	5
3 基本的な方針	6
4 方針に基づく事業展開	8
5 施設の機能	10
6 施設運営方針	11
第4章 カザルスホールの運営方法について	13
1 運営方法の考え方	13
2 これからの運営方法	13
第5章 区と日本大学との関係について	14
1 運営にかかる基本的な考え方	14
2 建物の借受について	14
3 施設改修・備品整備等について	14
4 日本大学との関係	16
5 日本大学との基本協定の締結	16
第6章 今後のスケジュール	17



背景

カザルスホールは、昭和 62 年に開館し、世界的チェリストであるパブロ・カザルスの名を冠した、本格的な室内楽専用ホールとして誕生しました。開館以降は、国内外の著名な音楽家による演奏が数多く行われるとともに、多くの才能ある若手音楽家に演奏機会を提供するほか、その優れた音響と親密な空間構成により、国際的にも高い評価を得てきました。

平成 14 年には、学校法人日本大学(以下、「日本大学」という)が本施設を「日本大学カザルスホール」として所有し、同大学のもとで一定期間にわたり運営されてきましたが、平成 22 年以降は、音楽ホールとしての活用がされていない状況にあります。

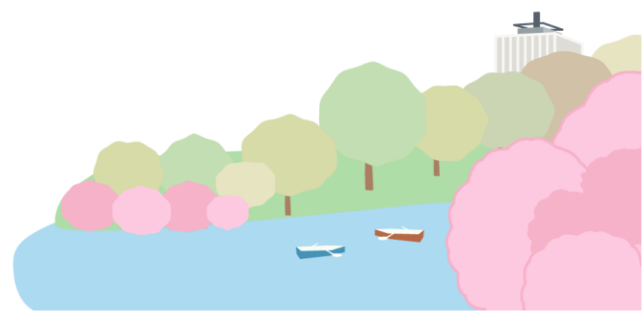
そのため、千代田区(以下「区」という。)は、本施設の歴史的・文化的価値や、これまで区民等から寄せられてきた本施設の再開を望む声も踏まえ、文化芸術の拠点として再び活用できるよう、令和 7 年 10 月から、日本大学と施設の再生に向けた協議を開始しました。

なお、カザルスホールは、我が国の音楽文化の中で輝かしい実績を持ったホールであり、その歴史的・文化的価値の継承や、建物・設備の状況を踏まえた活用のあり方については、引き続き整理していきます。

協議においては、日本大学に本施設の再生に向けた本来機能の回復や必要な整備等を行っていただきながら、区が施設を借り受けて活用する検討を進めており、認識の共有が図られてきました。

本基本構想は、日本大学の関係者をはじめ、学識経験者等からのご意見・ご助言を踏まえながら、本施設の特性やこれまでの経緯を整理し、今後の整備の方向性、活用の考え方及び運営に関する基本的な事項について、現時点での考え方を取りまとめたものです。

※本基本構想では、施設名称を「カザルスホール」と記載します。





第1章 カザルスホールの施設概要

(1)経緯

昭和 62 年……………主婦の友社が「カザルスホール」を開館

平成 14 年……………主婦の友社から日本大学への売却を決定

平成 15 年～平成 22 年…日本大学が「日本大学カザルスホール」として運営

平成 22 年……………日本大学が「日本大学カザルスホール」を閉館

その後、日本大学が教育施設として、ホール施設の一部を利用。現在までホール運営を休止

(2)所在地

千代田区神田駿河台一丁目6番 日本大学お茶の水校舎内

(3)施設概要(昭和 62 年建築時)

建物全体SRC造、地上 12 階、地下3階、塔屋1階

建築面積……………3,551.54 m²

延べ床面積……………22,204.49 m²

※建物のうち、2階と3階の一部がカザルスホール。



第2章 区の文化芸術振興に関する現状と課題、今後の方向性

(1) 区の文化芸術振興に関する現状等

区は、江戸幕府開府以来、400年の長きにわたって常に日本の政治・経済・文化の中心となってきた地であり、伝統文化や生活様式などを含む豊富な文化資源があります。区では、「文化芸術を通じて誰もが自らの暮らしの主人公として豊かな生活を実現し、楽しさや優しさの溢れる美しい千代田区を創る」ために平成16年3月に「千代田区文化芸術基本条例」を制定しました。さらに、条例に基づく文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年1月に「千代田区文化芸術プラン(第1次)」を策定し、令和8年3月には「千代田区文化芸術プラン(第5次)」を策定しました。現在区は、「ちよだアーツスクエア」「日比谷図書文化館」「内幸町ホール」「九段生涯学習館」の4つの区立施設を文化芸術拠点施設として位置づけており、各施設での音楽活動も実施していますが、音楽ホールは有していません。

文化芸術拠点施設以外の区立施設で音楽演奏の発表ができるのは、「いきいきプラザ一番町カスケードホール」です。また、区内には民間のホールが多く存在しますが、大手町や丸の内、有楽町周辺に集中している傾向があります。

音楽演奏の発表に利用できる区立施設

No	施設名称	所在地	客席数	これまでの利用実績
1	内幸町ホール ※現在、改修工事中で、令和9年度再開を予定	千代田区内幸町 1-5-1	183	・クラシック、ポップス、ジャズ、邦楽、世界の民族音楽、演劇、ミュージカル、お笑い・寄席・演芸、バレエ、ダンス・パフォーマンス、合唱、講演会 等
2	いきいきプラザ一番町 [カスケードホール]	千代田区一番町 12	198	・クラシック、ポップス、ジャズ、邦楽、演歌・歌謡曲、世界の民族音楽、映画、演劇、ミュージカル、お笑い・寄席・演芸、バレエ 等

(2) 課題

区内には、様々な民間の文化芸術ホールがありますが、立地や収容規模、利用料金や予約時期等の条件を踏まえると、区の事業や区民の文化芸術活動で安定的に利用できるホールを確保することは難しいところがあります。



一例として、区の音楽部門の文化芸術フェスティバルでは区内の民間ホールを借りていますが、早い時期からの予約調整や準備が欠かせません。また、学校行事として毎年開催している合唱大会は区外施設を借りているほか、区内の文化芸術団体からは区内の施設に発表の場を確保することが難しいという意見も寄せられています。

また、区立施設の内幸町ホールは令和7年4月から改修工事のため利用できない状況が続いています。カスケードホールも建設から約30年経過しており、今後、改修工事が必要になることが見込まれています。このような状況からも、区内に音楽の発表の場として、常時安定的に区民が利用できるホールの設置を求める数多くの声が寄せられています。

(3)今後の方向性

以上のことから、区の文化芸術振興の拠点として音楽ホールを確保することは、区民等へのサービス向上のため、有効な施策の一つであると考えられます。

また、「千代田区文化芸術プラン(第5次)」では、区内大学や民間ホール等区内文化施設と連携して区民の文化芸術活動を支援することを示しています。

このような中、区は、令和7年10月から、カザルスホールの再生に向けて日本大学と協議を開始し、日本大学によるホールの本来機能回復のための工事と併せて区が運営するにあたり要望する追加工事を行った後、区で借り受け、運営していくことをめざしています。



第3章 カザルスホールの基本的な考え方について

1 本基本構想の位置づけ

区は、本基本構想を策定し、カザルスホール利用再開に向けた区の考え方(設置目的、基本的な方針や今後の事業展開など)を示します。

なお、この構想は、文化芸術の公共的価値を定めた「文化芸術基本法(平成13年法律第148号)」や地域の文化拠点としての役割を示した「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)」等を踏まえています。

また、「千代田区第4次基本構想」、「千代田区文化芸術基本条例」や「千代田区文化芸術プラン」等に基づいたものとなります。



2 設置目的

区はこれまで育んできた「文化力」と「文化芸術にかかる豊富な資源」を活かし、区ならではの文化芸術を発展させ、より広く、多くの人々に向けて発信し、心豊かなまちの実現をめざすため、カザルスホールを日本大学から借り受けて、公の施設として、管理運営していくことをめざしていきます。



3 基本的な方針

区を取り巻く状況や地域特性、カザルスホールの運営実績(日本大学が運営してきた実績を含む)を踏まえ、次の4つを基本的な方針として定めます。

方針1 良質な芸術を届ける【鑑賞・普及】

区民の文化芸術に対する関心の高まりや価値観の多様化が進む中、日常で質の高い音楽や舞台芸術に触れる機会の充実により、誰もが気軽に文化芸術を享受できる環境の整備が重要となっています。

再スタートにあたっては、カザルスホールのこれまでの実績を尊重し、一流のアーティストを誘致できる音楽ホールとして区民をはじめ、観客や音楽家に良質な音楽を届けます。加えて舞台芸術の公演や映画等でも活用し、幅広いジャンルの鑑賞機会を提供していきます。

方針2 千代田区の魅力を伝える【情報発信】

区内には、文化芸術に加え、多様な地域資源が集積しており、これらを結びつけながら発信することで、まちの魅力の向上につながることが期待されます。

楽器店や書店、アニメ・マンガ等の多種多様な地域資源と音楽との連携、また、それらの地域資源とホールとの連携など、分野を超えて融合する新たな企画にも挑戦し、千代田区の魅力を国内外に発信していく拠点としても活用していきます。

方針3 文化芸術活動の交流を図る【参加・交流】

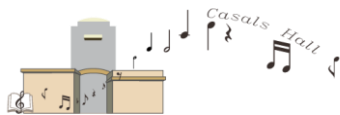
区民の文化芸術活動が多様化する中、活動成果を発表する場の充実が重要です。

このため、各団体のホールでの活動成果の発表を通じて、世代や分野を越えて交流できる施設とします。また、ワークショップの開催など、区民が芸術に親しむ場としても活用していきます。

方針4 文化芸術を支え、創造する人材を育てる【創造・育成】

文化芸術活動の広がりの中で、将来を担う人材の育成や、創造活動を支える環境の充実が重要となっています。

そこで、カザルスホールのこれまでの実績(日本大学が運営してきた実績を含む)を踏まえ、若手芸術家や学生を含む将来の文化芸術の発展を担う方々の人材育成を支援します。



基本的な方針 イメージ図





4 方針に基づく事業展開

(1)事業の方向性

4つの基本方針を踏まえ、次の方向性で事業を展開していきます。

基本方針を踏まえた事業の方向性(1/2)

事 項	方向性・事業例
方針1 良質な芸術を届ける 【鑑賞・普及】	(方向性) ・一流アーティストの誘致、優れた音楽・芸術の鑑賞 ・カザルスホール支援者の確保 ・若者やファミリーなどクラシック音楽・舞台芸術の鑑賞機会の少ない区民への機会の提供 (事業例) ・一流アーティスト・若手アーティストによる公演 ・会員組織の整備 ・気軽に鑑賞できるロビーコンサート、ワンコインコンサート、ファミリーコンサート、ランチタイムコンサート 等
方針2 千代田区の魅力を伝える 【情報発信】	(方向性) ・お茶の水熱烈楽器祭と連携した企画 ・本の街神保町との連携した企画 ・ポップカルチャーと連携した企画 ・自主企画事業の実施 ・観光資源として情報を提供 (事業例) ・お茶の水熱烈楽器祭と連携したコンサート ・神保町ブックフェスティバルと連携したコンサート ・アニメ等映像と音楽を融合したコンサート 等

基本方針を踏まえた事業の方向性(2/2)

事 項	方向性・事業例
方針 3 文化芸術活動の 交流を図る 【参加・交流】	(方向性) ・区内の文化芸術活動団体や学校との連携 ・地域住民の参画、コミュニティの活性化 ・教育機関と連携した企画 ・祭礼文化と連携した企画 (事業例) ・区の文化芸術フェスティバル ・学校の合唱コンクール ・子ども向け音楽プログラム ・学校や大学との連携事業 ・ロビーパフォーマンス、ロビーコンサート ・ホームページや SNS での情報発信 ・区内大学・高等学校等が参加した合同コンサート ・祭りをテーマとしたコンサート 等
方針 4 文化芸術を支え、 創造する人材を育てる 【創造・育成】	(方向性) ・子どもや若者への文化芸術体験の提供 ・ホール運営を支える専門人材や将来の文化芸術を担う人材の育成 (事業例) ・子どもや若者への鑑賞事業や体験事業の実施 ・公開リハーサルやバックステージツアー ・演出家や専門家の解説やレクチャーなどをセットにした公演 ・音楽家や舞台芸術をめざす若者への支援事業 等





(2)事業の分類

文化芸術ホールの事業は、概ね、文化芸術ホールの運営者が主催する事業、外部の事業者と共催・提携して行う事業、貸館事業の3つに分類されます。

当該ホールの利用や料金設定については、ホールのこれまでの実績を踏まえ、興行的な利用を促進しつつ、地域利用にも配慮をしていく必要があります。

また、ホールの性質上、室内楽演奏が中心になると思われますが、より多くの区民に利用される施設となるよう、今後検討を進めていきます。

分類別の各種事業

主催事業	自主企画	オリジナルで企画、制作、実施する事業
	買取型	民間の芸術団体等が企画、制作した公演を購入して行う事業
共催・提携事業	共催事業	民間の芸術団体等が企画・制作した公演を共同で行う事業
	提携事業	目的が合致した内容について、他の団体と一部提携して行う事業
貸館事業	地域利用	区の文化芸術団体等が施設を借りて行う発表会などの事業
	一般利用	民間の文化芸術団体等が施設を借りて行う、営利を目的とした事業

5 施設の機能

スペースごとの機能

スペース	機 能
ホールスペース	・客席 500 席程度 ・客席は2層で、車椅子スペースあり ・楽屋、調整室、楽器庫等倉庫 ・室内楽、映像を活用した公演など ・会議や講演会などの集会利用にも対応
交流スペース	・ホワイエ、情報コーナー ・観客や施設利用者が交流できるスペース
管理運営スペース	・事務室、主催者控室、楽屋事務室、備品庫、機械室、調光室、音響室、映写室 ・施設の管理運営に必要なスペース



6 施設運営方針

(1)施設の名称

公の施設として条例に明記する名称は(仮称)「千代田区立神田駿河台ホール」とします(条例上の名称は区議会の議決をもって決定します)。

通称名は、施設が世界的に著名なチェリストの名を冠し、著名な音楽家による演奏と優れた音響で国際的にも高い評価を得てきたものであり、文化的価値があること、日本大学が所有し教育施設として使用している建物の一部であることから、適切な対価を協議の上、「日本大学カザルスホールちよだ」とします。

(2)開館時期(予定)

令和12年度

(3)組織体制

ホールを安全かつ適切に運営できる組織体制に向けて検討を進めます。

(4)広報活動

多くの区民等に鑑賞や利用を行っていただくとともに、施設を安定的に運営していくには、準備段階から積極的な広報活動を行い、施設の認知度を高め、事業への理解や信頼を重ねていくことが重要となります。

世代間で情報収集の手段が異なることを配慮し、紙媒体やインターネット媒体を活用した広報活動を行うとともに、新聞や雑誌、テレビ、ラジオ等報道機関へ積極的な情報提供を行います。

(5)施設のバリアフリー

本施設の運営に当たっては、利用者の視点を重視し、年齢や障害の有無にかかわらず安心して利用できるよう、ハード面とソフト面の両面からバリアフリーへの配慮に取り組みます。一方で、本施設は既存建物であることから、構造や意匠、設備条件等を踏まえると、ハード面の整備については対応可能な範囲や方法に一定の制約が生じることも想定されます。



このため、今後の運営においては、現有施設を前提としつつ、可能な範囲での改修や改善を検討するとともに、案内・支援体制の充実や運用面での工夫等を通じて、ソフト面も含めた総合的な配慮により、利用者の不便や不安の解消を図っていきます。

(6)LED機器の導入

環境への配慮やエネルギーの消費量削減等の理由から、LED機器を導入します。

(7)危機管理・安全対策

ホールは不特定多数の人が利用する施設であることから、まず、発災時には、利用者の避難誘導が特に重要になります。

このため、緊急時の対応体制やマニュアルを整備し、定期的に訓練を重ねるとともに、災害や事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じていきます。

また、災害時には多数の帰宅困難者が発生することが見込まれることから、保管場所に一定の備蓄物資を整備することとします。

(例)

- ・警察、消防など関係機関との連携
- ・救急用品、AED などの常備
- ・危機管理マニュアル整備
- ・防災訓練の実施
- ・防災備蓄の保管場所の確保

(8)区民等への優先利用の考え方

区民等へのホールの貸出にあたっては、別途、規則等で定めていきます。

(9)利用料金

施設の利用料金については、受益者負担の考え方を基本としつつ、施設設置の目的に鑑み、近隣の類似施設などを参考に検討します。なお、区民等の利用料金は、別途、規則等で定めていきます。



第4章 カザルスホールの運営方法について

1 運営方法の考え方

文化芸術施設の運営にあたっては、高い専門性を有した事業展開、施設の運営、施設等の適切な維持管理などを行いながら、効率性や収益性、経営的視点も保持していくことが求められています。

運営方式としては、直営（業務委託）と指定管理者制度の2つの方法が考えられます。

以下は、それぞれの制度を比較した表です。

運営方式の比較

	直営（業務委託）	指定管理者制度
制度概要	区が事業者と契約を結び、契約書で定めた範囲の業務を委託して管理運営を行う方法	区が指定した事業者に、条例の範囲内で協定書に定めた業務を行わせる方法
業務範囲	契約書で規定	条例の範囲内において協定書で規定
施設の 使用料	区の歳入として徴収・収納を委託出来る	区の歳入として徴収・収納を委託出来る
施設の 使用許可	不可	可（利用承認）
施設の 利用料金	自らの収入にできない	自らの収入に出来る ※料金の設定自体も条例の範囲内で可能

指定管理者制度は直営（業務委託）に比べ、利用承認や利用料金収入など、民間事業者の裁量が広く、より専門性・ノウハウ・アイデア等を活かすことが可能であり、質の高いサービス提供やコスト削減等が期待されます。一方で、区の意向の反映や指定期間終了時のサービス低下、業務の知識やノウハウの継承などに注意する必要があります。

2 これからの運営方法

音楽ホールの特性を踏まえると、専門性やネットワークを活かした企画性の高い事業展開と柔軟なサービス提供が期待でき、経費の抑制も見込めることから、指定管理者制度を前提としつつ、本施設に最適な運営方法を様々な観点から検討を行っていきます。指定管理者制度を採用する場合は、区議会の議決をもって決定していきます。



第5章 区と日本大学との関係について

1 運営にかかる基本的な考え方

令和7年 10 月から、日本大学と施設再生に向けた協議を行っており、区はホール部分を日本大学から借り受けて公の施設として運営していきます。

2 建物の借受について

(1)借受形態

使用貸借契約を前提としつつ、賃貸借契約となった場合は、賃料について、区の一般会計予算を踏まえ両者で協議することとしています。

なお、区が日本大学の建物の一部を使用することにより、エントランスやエレベーター、駐車場などの共用部分も使用することになります。この使用の範囲や使用形態等に関しても協議を進め、決定していくものとします。

(2)借受期間

当該ホールは建設から約 40 年経っており、建物の一般的な耐用年数が50～60 年であることを踏まえて、区が日本大学から借り受ける期間は 20 年とします。ただし、運営状況により、必要に応じ区と日本大学は当該借受期間について別途協議します。

3 施設改修・備品整備等について

(1)施設改修・設備機器等更新の考え方

区が日本大学からカザルスホールを借り受けて運用するにあたり、当該ホールは建設から約 40 年となり、再開に向けては施設・設備の経年劣化が見られるため、本来機能回復のための改修工事を行い、設備機器等の更新を行う必要があります。改修工事及び設備機器等の更新は、日本大学が行いますが、区がホールを運営していくために要望した改修工事の経費については、区が負担金として日本大学へ支払うことを想定しています。詳細については、今後、日本大学と協議をしていきます。

なお、本来機能回復のための改修工事には、ホール内の特定天井の改修も含まれるため、工事期間は約1年6か月を見込んでいます。



(2)備品等の整備

備品等は基本的に区が費用を負担し整備しますが、その具体的な内容や範囲については、今後精査していきます。

○パイプオルガン

以前カザルスホールに設置されていたパイプオルガンは、現在、日本大学の他の施設に移設されています。移設や再設置、維持等には多額の費用が見込まれるため、所有者である日本大学に現時点で移設の意向はなく、区が主体的に移設等を進めることは難しい状況にあります。

○ピアノ

本施設における主たる楽器の一つであるピアノについては、かつてのカザルスホールにおいて、スタインウェイ社製のコンサートグランドピアノが 2 台設置され、数多くの公演や演奏活動に使用されてきた実績があります。

スタインウェイ社製ピアノは、国際的にも主要なコンサートホール等で広く採用され、ピアニストにとっても演奏したいピアノであり、本施設が想定する室内楽・公演・音楽教育等の多様な用途において高い表現力、音の信頼性及び耐久性を有する楽器です。

こうした本施設の特性や過去の利用実績を踏まえ、スタインウェイ社製コンサートグランドピアノ 2 台を導入する方向で検討を進めます。

○映像設備(プロジェクター等)

区内には、アニメ・マンガ等のポップカルチャーをはじめ、多様な地域資源が集積しており、これらと音楽を組み合わせた新たな文化芸術事業の展開が見込まれます。

こうした取組みにおいては、映像を活用した演出や上映への対応が想定されることから、本施設の優れた音響特性及び空間特性に配慮しつつ、高輝度・高解像度の映像投影が可能な高性能プロジェクター等の映像設備について、導入に向けた検討を進めます。

■その他必要と想定される備品

- ・演奏台、譜面台、演奏時の椅子
- ・楽屋まわりの椅子・ロッカー、事務室まわりの机・椅子・ロッカー
- ・モニター、パソコン 等



4 日本大学との関係

役割分担表

区 分	日本大学	区	考え方
施設の所有	○		建物・土地は日本大学が所有
施設の貸与	○		使用貸借契約により区へ貸与
本来機能回復工事	○		ホール再開に必要な工事
区要望工事		○	負担金として区が支出
備品の整備		○	原則区が整備
維持管理・修繕	※	○※	借用中は原則区が実施 ※詳細な負担の分担は契約で別途定める。
運営		○	貸館・自主事業等は区が実施

5 日本大学との基本協定の締結

区が日本大学からカザルスホールを借り受けて運用するにあたり、運営に関する基本的な枠組みを定めた基本協定を今後締結します。



第6章 今後のスケジュール

今後のスケジュールは、運営手法によって変わってきますが、基本協定締結後は、日本大学によって、基本設計、実施設計、改修工事を行い、開館準備を経て開館となります。ホールの再開に当たって、今後も引き続き、日本大学との緊密な連携を行いながら令和12年度の開館をめざしていきます。

日比谷図書文化館整備の検討について

1 趣旨

日比谷図書文化館は、昭和32年に都立日比谷図書館として竣工し、平成21年に東京都から区に移管された。築後68年が経過しており、バリアフリー対応をはじめ、施設及び設備について抜本的な見直しが必要な状況にあることから、現時点で改築を軸に検討を進めている。

令和8年度は、新たな日比谷図書文化館の機能等について検討を行うため、（仮称）新日比谷図書文化館基本構想検討会を設置し、基本構想を策定する。

2 （仮称）新日比谷図書文化館基本構想検討会の設置

（1）目的

（仮称）新日比谷図書文化館基本構想を策定するため、学識経験者等で構成する検討会を設置し、新たな日比谷図書文化館の基本方針等について検討を行う。

（2）検討会の構成（委員：6名）

①②図書館情報学専門家（2名）

③図書館関係者

④社会教育学関係者

⑤⑥区民（2名）

（3）検討内容案

①整備の考え方について

②基本方針について

③導入機能について 等

※検討内容や進め方については、検討会にて協議のうえ決定する。

3 今後のスケジュール

令和8年7月 （仮称）新日比谷図書文化館基本構想検討会設置

サービス及び利用状況等に関するアンケート調査実施

11月 （仮称）新日比谷図書文化館基本構想（案）作成

令和9年1月 パブリックコメント実施

2月 （仮称）新日比谷図書文化館基本構想策定

3月 （仮称）新日比谷図書文化館基本計画（案）作成準備

議員対応記録の公表について

入札不正行為等再発防止の観点から、千代田区入札行為等再発防止検討報告書及び令和6年9月11日付副区長依命通達に基づき、職員が区議会議員等に対応した場合には、対応状況について議員対応報告票として記録し、集約している。

報告票の集計は再発防止策の一環として取りまとめ、区ホームページに公表することとしており、令和7年度分を以下のとおり公表する。

1. 令和7年度 議員対応報告票の件数（令和7年4月1日～令和8年3月31日） 780 件

2. 公表の考え方及び件数

議員対応報告票のうち、「議員からの要望・申出」に当たる内容を公表対象とし、「区議会及び委員会での質疑に係る区幹部職員からの議員への事業説明」や「軽易な確認」等は件数に含めない。

公表対象件数80件（別添のとおり）

3. 公表方法

公表対象となる議員対応報告票の要約を一覧表形式にまとめ、区ホームページ「コンプライアンス推進の取組みについて」に掲載する。

4. 公表時期

令和8年7月中に区ホームページに掲載する。

※単なる事実又は手続の確認等の軽微なもの等を除く。

番号	内 容
1	区内賃貸マンションの近隣住民から侵入防止のため、事業者に民地境界へフェンスを設置してもらいたい。フェンスの設置が難しいなら、代替えとなる侵入防止対策を事業者側に考えてほしい。
2	子どもの遊び場事業を実施している旧九段中のバスケットゴールのネットが硬くてボールが通過しない。ネットを交換してほしい。
3	二七通り道路整備（東郷公園入口交差点）において、歩道上に必要以上の視覚障害者誘導用ブロックが設置されており、健常者にとって危険であるため改善してほしい。
4	町会の会員に対し民生委員の活動内容などを説明してほしい。
5	区民館での飲食を主目的とした貸出が原則禁止されているが、町会や町会に関連する一部団体は、会合において飲食が認められている場合があるので、他の団体の総会・懇親会で区民館を使用する場合にもこの例外が適用できないか検討してほしい。
6	九段南4丁目（東郷通り）付近に所在する飲食店が路上に出している看板が通行妨害になっているので対応してほしい。
7	神田和泉町に所在するバーの客による騒音苦情等があるので、青パトで巡回して頂きたい。
8	富士見小学校の校庭養生期間中の代替として旧九段中の校庭を利用団体に使わせて頂きたい。
9	「千代田区公共施設等総合管理計画の一部訂正」の案内文を見たが、メールで訂正後のデータを送ってほしい。
10	和泉町の清洲橋通り沿いの箇所で、ごみを適正に排出していない事業系のごみがあるので、指導してほしい。
11	区民体育大会のお昼のアトラクションとして、「龍踊」を披露したいという区民の方がいるので、会って話を聞いてほしい。
12	神田駿河台2丁目の一部区画において、事業系ごみが荒らされ、害虫の発生やねずみも増えてきている。ひどい状況になっているので、排出事業者（飲食店等）を強力に指導して頂きたい。

番号	内 容
13	LINEにてMIWのイベントのお知らせが来たが、これは一般的なイベントと違うとの認識であり、受け取りたくない人もいるのではないかと。セグメントの適正を確認して頂きたい。
14	2023年区民体育大会のリレー写真（富士見町の選手たちが走っている）がほしい。
15	和気清麻呂像に文化財説明板を設置してほしいという要望を受けている。説明板の設置について何らかの対応が可能か確認してほしい。
16	本年度の第1回千代田区文化芸術プラン推進委員会の資料をデータで送ってほしい。
17	夜間の段差がわかりづらいため、東郷公園の階段に対する改善して頂きたい。五味坂ボラード設置のスケジュール確認させて頂きたい。三番町町会で電柱に防犯カメラを設置し「防犯カメラ作動中」の表示をして頂きたい。
18	麴町地区は区民館・集会室等の公共施設が少なく、町会が会合等を行う際に民間施設を有償で借り上げることがあるため、負担軽減が図れないか検討してほしい。
19	神田神保町にある飲食店がねずみの被害に遭って困っているため、店主に連絡して相談に乗ってほしい。
20	7月に子ども向けの水鉄砲遊びで錦華公園を使用したい（1日限り）。
21	昼休みコンサートに出演したい意向のある音楽家がいた場合、音源等で演奏を確認してほしい。
22	麴町の一斉清掃の様子を写真撮影してほしい。また、撮影した写真を送ってほしい。
23	万世橋出張所3階の調理室について、今年度になって調理室の衛生状態（管理）が悪く衛生上不安なので、保健所から申し入れをしてほしい。
24	東郷公園協議会等の地域会議の開催について事前連絡がほしい。二七通り道路整備工事の歩道部分にコンクリートが落ちていたので撤去してほしい。建築工事（九段南2）で道路を無許可で使用しているので注意して頂きたい。
25	日比谷図書文化館の展示に関連してNPO法人がビラを配りたいとの要望がある。図書館との調整に協力してほしい。
26	外神田5丁目の解体工事で近隣住民が迷惑を被っている。解体工事は完了したが、今後の建築工事の進捗についても区で注視して頂きたい。

番号	内 容
27	スポーツ振興基本計画、新スポーツセンター基本計画検討会、（仮称）新九段生涯学習館基本構想検討委員会などの開催を知らなかった。こうした会議は区民の代表である議員に開かれているべきで、執行機関から通知すべきである。
28	外神田3丁目の店舗が道路に椅子を置いて営業しているので、指導して頂きたい。
29	飯田橋の飲食店より、屋外（敷地内私有地）にて粘着シートで捕獲した子ねずみを引き取ってほしいとの相談を受けたので対応して頂きたい。
30	原動機付自転車の区画に大型自動二輪車が駐車されているので指導して頂きたい。
31	講習会やイベント等を出張所ごとに実施する場合があるが、人口やエリアの範囲（広さ）が異なる中で例えば各出張所で同じように1回の実施とすると、参加がしにくい管轄が発生し不公平が生じてしまう。公平性やバランスを改めて検討すべき。
32	番町・麴町地域の駐輪場やちよくるのポートを増やしてほしい（特に四ツ谷駅周辺）。不動産協会へのマンション取引等に関する要請について教えて頂きたい。
33	区営住宅・区民住宅の優遇資格に単身の氷河期世代を追加できないか検討して頂きたい。
34	文化連盟展の作品に関して区が発出した文書の撤回を求める。
35	ねずみの被害にあい、困っている場所が2カ所（東神田2丁目、神田司町）あるので対応してほしい。
36	旧万世橋出張所の利用していない部屋を見せてほしい。
37	ごみの排出について電話で問い合わせた際の職員の対応が良くなかったため注意したい。また、区HPの清掃事務所に関する情報や構成が古く区民に使いにくいので改善して頂きたい。
38	苦情のあるごみ集積所について、対策とともに道路の清掃をしてほしい。
39	平和使節団に同行した際の写真を所管課へ送ってほしい。

番号	内 容
40	調査研究にあたっては町会にもヒアリングしていただきたい。町会神輿の一覧を作成していただきたい。祭礼の際、各町会が収入する奉納金の状況について調べていただきたい。
41	解体工事に伴うネズミ対策をしてほしい。秋葉原地域全体に関する問題に関する要望がある。
42	神田警察通りの（多町）のパーキング部分の路面が轍になっており、危険なため補修してほしい。
43	和泉少年野球チームがジャビットカップで優勝したので、区長表敬訪問を行いたい。また、区民体育大会の大玉ころがしの大玉を出張所で貸出できるようにしてほしい。
44	東郷公園上段に対する要望があるので対応して頂きたい（ごみで汚れている、インクルーシブ砂場に水が溜まる、夜間に大声で騒いでいることがある）。
45	私有地内でタバコを吸っている者がおり、受動喫煙被害を受けていると、隣のマンション住人から相談をうけたので、対応してほしい。
46	番町・麴町地区で防災訓練を行うので、近隣の保育園に周知してほしい。
47	すずらん通りの植え込みや舗装にガタつきがあるので補修してほしい。
48	私有地に隣接するマンションの複数住民から、受動喫煙被害が収まらないとの相談を受けたため、改善するよう指導してほしい。
49	東郷公園に関する要望があるので対応して頂きたい（上段の砂場やウッドデッキにごみが散乱、下段の公園便所周辺に大便あり、ウッドデッキの反射テープ剥がれ）。
50	区民体育大会において麴町地区は人数が多いのに応援席の配分がどの連合町会も変わらないのはおかしいので地区住民の人口割にするべき。また、大会当日は暑かったが、本部だけ屋根付きテントであり応援席には日差しを遮るものがなかったため、応援席のフラットの部分にもテントを設置するべき。
51	連合町会ごとの町会構成と、町会別の人口が分かる情報を提供して頂きたい。
52	日テレ通り沿い一部の飲食店が夜間にごみを出し、それをカラスやねずみがいじるので、朝になるとごみが散乱しているため対応して頂きたい。

番号	内 容
53	番町学園通り（四番町～三番町）の駐車対策について英語表記で注意喚起してほしい。二七通りや日テレ通りにおいて、飲食店前の歩道が汚れているところがあるため清掃をお願いしたい。番町小学校周辺の落ち葉清掃を毎日行ってほしい。新四谷見附橋のフェンスが錆びだらけで美観を著しく損ねているため対応してほしい。また、歩道が狭いうえに段差があるため、拡幅整備を検討してほしい。四谷駅付近に時間貸自転車駐車場を設置してほしい。
54	先週金曜日の放課後、東郷公園で子どもが上段入口付近に置いていたキックボードが盗難にあった。同公園の出入口付近は自転車置き場などもあり、誘拐など犯罪の危険があるため、防犯カメラを増設して頂きたい。
55	神田神保町の区ごみ集積場の回収時間が変更になったため、早朝のゴミ出しが難しくなり、前夜に排出してしまうようである。その結果、ねずみに荒らされることになっただけでなく、ごみ回収後も、ごみが散乱してひどい状態になってしまったため、対応してほしい。
56	神田淡路町交差点近くにある飲食店が、最近ねずみに困っており、店の周囲だけでなく店内にも入ってくるとのことで、対応してほしい。
57	チュニジア大使館が70周年記念のイベントを企画しようとしており、地域住民向け（特に子供）のイベントを考えたいという話を聞いている。具体策がまとまったら区役所に相談があるかもしれないので、検討して頂きたい。
58	スポーツセンターについて、骨盤調整レッスンを新設してほしい。初級パラスポーツ指導員養成講習会を千代田区で主催してほしい。飛込の練習はできないのか。また、区立小学校の授業で行う着衣水泳は水泳連盟など外部の専門家に指導を依頼するべきである。
59	かがやきプラザ高齢者サポートセンターへのWi-Fi設置について、4階の会議室、活動室、5階の談話室、活動センターでは利用者から通信環境に関する不便の声が寄せられており、社会福祉協議会の職員からも進めて欲しいとの意見が多いため、まず現地を確認し、暫定的でも最低限の場所への設置を配慮して頂きたい。
60	神田鍛冶町3丁目で路上喫煙があるので取り締まってほしい。
61	スポーツセンターで骨盤調整レッスンを新設してほしい。
62	麴町地域で、ねずみに困っている所が2か所あるので、対応してほしい。
63	東神田にある民泊施設について、郵便受けや玄関には民泊施設であることの標識が貼ってあるが、建物の入口に民泊施設がある旨の案内がないため、外国人には民泊施設の位置が判らないようである。何らかの案内表示をするよう、民泊営業者に働きかけてほしい。

番号	内 容
64	プリンス通りに植木鉢を置き不法占用しているので指導して頂きたい。また、靖国通りのさくら伐採計画に伴い、伐採後の樹木の一部を譲り受けた方がいるので担当部署を案内してほしい。
65	街路灯の不点灯が3件あるので対応してほしい。
66	新年交歓会の記念品の題材となった「千代田の大奥」の絵画を寄贈した方から、「寄贈品が新年交歓会の記念品に活用されたことを知ったのでいただきたい」との要望があったため対応して頂きたい。
67	神田須田町の道路上に段ボール等を不法占用している。注意指導の徹底をお願いしたい。
68	スポーツセンターで今年開設したレッスンについて、利用者から要望があるので対応して頂きたい。
69	警視庁隼町住宅・隼寮周辺の歩道ブロックのがたつきについて対応して頂きたい。
70	放置自転車（内神田2丁目）の取締りについて対応して頂きたい。
71	かがやきプラザについて、Wi-Fiを入れてほしい。ホールの音響のジャックが一つしかないため複数のジャックにしてほしい。利用時間が17時までだが、生涯学習館の休館中に代替として利用時間を拡大できないか検討して欲しい。オープンローミングの担当者につないでほしい。
72	神田神保町でねずみに困っている区民がいるため対応してほしい。
73	番町チャンネルが防災アプリをYoutubeチャンネルで取り上げたいので、取材に協力してほしい。
74	スマートごみ箱の画像を提供してほしい。
75	岩本町1丁目の区民から隣の青空駐車場路面解体による沈下の心配があるので、業者へ建築指導課として対応ができるか確認してほしい。
76	東松下町に所在する民営喫煙所における煙害について確認して頂きたい。
77	神田駅周辺における路上喫煙対策をしてほしい。また、緊急防犯機器補助金について確認したい。

番号	内 容
78	占有企業者による道路工事（三番町）に伴う粉塵被害を確認して頂きたい。また、道路植栽の繁茂（翹町1丁目、2丁目）により、通行に支障があるため対応して頂きたい。
79	佐久間学園通りの歩道に常時2、3台の自転車が停まっており、また、店舗の看板も置かれているため対応して頂きたい。
80	区内の建築物解体工事現場においてアスベスト除去対応が適切になされていない可能性があるため適切に指導してほしい。また、指導する際に立ち会いたい。

旧永田町小学校校舎に関する記録の保存・活用に向けた取組みについて

1 デジタルアーカイブ等の制作

旧永田町小学校に関する「人の記憶」「校舎の姿」「写真や資料」等を、デジタルの形で記録・整理し、オーラルヒストリー映像の制作、校舎空間のデジタル化、写真や資料等のデジタルアーカイブ化を一体的に進めるため、公募型プロポーザル方式により「旧永田町小学校関係資料デジタルアーカイブ等制作業務」の受託事業者を選定した。

(1) 事業者選定委員会の構成

区職員 5 名（子ども部子ども総務課長、地域振興部文化財担当課長、政策経営部財産管理担当部長、同部総務課長、同部財産管理担当課長）
学識経験者 1 名（ICT・デジタルアーカイブ分野）

(2) 参加団体 ※50 音順

- ・TOPPAN株式会社
- ・ナカシャクリエイテブ株式会社
- ・株式会社日テレアックスオン
- ・株式会社ネクフル

(3) 最終被選定者の名称及び所在地

ナカシャクリエイテブ株式会社 東京支店
取締役支店長 浅井 隆生
東京都港区浜松町 2 丁目 2 番 3 号

(4) 審査結果（プレゼンテーション審査）（600 点満点）

	最終被選定者	事業者①	事業者②	事業者③
評価合計点	481 点	472 点	454 点	263 点
順位	1 位	2 位	3 位	4 位

(5) 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 7 月 契約締結（以降、順次業務着手）
令和 9 年 3 月 デジタルコンテンツの公表

2 思い出・エピソードの募集

(1) 募集期間

令和8年5月5日（火）から6月30日（火）まで

(2) 募集方法

直接持参、郵送、電子メール、区ホームページ（Microsoft Forms）

(3) 周知方法

広報千代田5月5日号・区ホームページへの掲載、区政情報コーナー・各出張所・
広報板での掲示による周知

(4) 募集結果

募集枠		件数
エピソード出演 （インタビュー収録）	校舎の歴史、学校生活の回顧等について、 映像記録の語り手として出演を希望する方。	6 件
メッセージ寄稿	校舎に対する思いや思い出を、短文にて寄稿 する方。	15 件

※メッセージ寄稿については、今後開催を予定している「校舎見学会」の実施にあわせて参加者からメッセージを募集することとする。

(5) 今後のスケジュール（予定）

令和8年 9月～10月 インタビュー対象者への事前打合せ・撮影
11月～ 映像編集等
令和9年 3月 デジタルコンテンツの公表

※具体的な作業の進め方は、受託事業者との協議により変更となる場合があります。

3 有識者会議

(1) 設置目的

旧永田町小学校校舎が有してきた文化的・歴史的価値について、専門的な知見に基づき確認・整理するとともに、建築的価値や教育史との関わり、関係者の記憶等を踏まえ、記録・保存及びデジタル活用の在り方を検討する。

(2) 会議の体制

役 職	氏 名 (敬称略)	所 属	備 考
委 員 (建築・文化財分野)	加藤 雅久	居住技術研究所 主宰	(一社)日本建築学会 より推薦
委 員 (建築・文化財分野)	山崎 鯛介	東京科学大学博物館 副館長・教授	千代田区文化財保護 審議会より推薦
委 員 (教育史分野)	小林 正泰	共立女子大学 児童学部 児童学科 教授	教育史学会より推薦
委 員 (ICT・デジタル アーカイブ分野)	嘉村 哲郎	東京藝術大学 芸術情報センター 准教授	デジタルアーカイブ 学会より推薦
幹 事	村木 久人	千代田区 (政策経営部 財産管理担当部長)	
事務局	政策経営部 施設経営課		
オブザーバー	・地域振興部 文化振興課 (文化財担当課長) ・デジタルアーカイブ等制作業務受託事業者		

※ 会議の座長は今後互選により決定する。

(3) 今後のスケジュール (予定)

8月上旬 第1回有識者会議 開催 (以降、月1回程度開催)
10～11月頃 最終報告書取りまとめ

(4) その他

会議開催後、千代田区ホームページ上で会議録及び会議資料を公表する。

4 校舎見学の実施検討

卒業生から解体前の校舎見学に関する要望が多く寄せられていることを踏まえ、安全性に十分配慮した形での校舎見学の機会の提供について検討を進めている。

現時点では、年内を目途に見学の実施方法等を整理し、年明け以降、一定期間を設けた上で開催する方向で調整する。

旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針（素案）に対する
パブリックコメントの結果概要について

1 概要

旧軽井沢少年自然の家解体後の跡地について、区有財産としての有効活用を図る観点から、取得経緯やこれまでの議論や検討を踏まえ、「旧軽井沢少年自然の家の活用に向けた方針（素案）」を取りまとめ、パブリックコメントを実施した。

当該パブリックコメントにより寄せられた区民等からの意見及び区の考え方は、以下のとおりである。

2 パブリックコメントの結果概要

- (1) 募 集 期 間 令和8年5月5日（火）～5月18日（月）
- (2) 募 集 方 法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、区ホームページ
送信フォーム
- (3) 周 知 方 法 広報千代田5月5日号掲載、区ホームページ、施設経営課、
区政情報コーナー、各出張所
- (4) 意見提出者数 7人
- (5) 意見数（延べ件数） 7件
- (6) 提出された意見と区の考え方 別紙「政策経営部資料3-2」のとおり

3 今後の予定

<令和8年度>

- 令和8年 7月 旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針 策定
- ～令和9年 3月 事業者公募に向けた条件整理、
企画総務委員会報告（事業者公募の実施）

<令和9年度>

- 令和9年 4月～ プロポーザル方式による事業者公募の実施

旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針（素案）に対するご意見の概要と区の考え方

No.	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
1	その他計画等に利害関係を有する方	——AI時代の「ディスコネクトできる公共施設」としての活用可能性について 旧軽井沢少年自然の家跡地の活用方針について、意見を提出いたします。 私は軽井沢町民であり、中軽井沢エリアのまちづくりに関わる立場から、本跡地が単なる区有財産の収益化ではなく、千代田区民と軽井沢町双方にとって価値のある公共的拠点として活用されることを期待しています。 特に、公募条件の検討にあたっては、住宅・保養所・駐車場等の一般的な活用に限定せず、AI時代における心身の回復、自然体験、創造性、地域交流を支える「新しい自然の家」としての可能性を検討いただきたいと思います。 本素案では、当該地を千代田区が継続保有しつつ、区財政負担に依存しない民間活用を進め、区民への利益還元や、教育・文化の振興、地域交流の促進、軽井沢町の景観・環境保全への配慮を重視する方向性が示されています。 この方向性に賛同したうえで、公募条件の検討にあたっては、単なる住宅系用途、企業保養施設、別荘の利用、駐車場用地等に限定するのではなく、「AI時代における心身の回復・創造性・自然体験・地域交流を支える公共的滞在拠点」としての活用可能性を明示的に検討いただきたいと思います。 近年、都市生活者はスマートフォンやデジタルツール、AI環境に常時接続される一方で、心身を休め、思考を整え、他者と自然な関係を取り戻す場所を必要としています。2026年5月1日に公開されたAXIS Webの記事「世界的サウナブームの火付け役で『ロウリュ』の立役者、ヤスベル・ペーコネンに聞く」では、世界的に名所となったヘルシンキの公衆サウナ「Löyly」が、サウナ単体ではなく、都市における建築的ランドマークであり、人々がスマートフォンから離れ、自然で親密な関係を回復する場所として紹介されています。 https://www.axismag.jp/posts/2026/05/708988.html 特に、現代都市において「完全にディスコネクトな状態」が重要になっているという指摘は、AI時代の公共施設を考えるうえで重要な示唆を含んでいます。 旧軽井沢少年自然の家跡地は、もともと千代田区の子どもたちの自然体験・健康増進・学びの場として継承されてきた場所です。その歴史を踏まえるならば、単に区有財産を収益化するだけではなく、現代的な意味での「自然の家」へ更新する可能性があると考えます。 具体的には、以下のような方向性です。 1. 森の公衆浴場・サウナ機能 第一種低層住居専用地域においても、公衆浴場は建築可能用途として整理されています。これを活かし、軽井沢の自然環境と調和した小規模・分棟型の公衆浴場／サウナを検討することが考えられます。これは高級リゾート施設ではなく、区民、町民、滞在者が心身を整える公共的なウェルビーイング施設として位置づけるべきです。 2. ディスコネクト・ラウンジ／読書・思考空間 スマートフォンやPCから一時的に離れ、本を読み、休み、考えるための静かなラウンジや図書の空間を設けることで、教育・文化の振興にも接続できます。これは、従来の少年自然の家が担っていた「学び」を、現代的な形で再解釈するものです。 3. 子ども・親子・若者向けの自然体験プログラム 旧施設の歴史を継承し、千代田区の子どもたちや親子が軽井沢の自然に触れる機会を提供することが望まれます。単発の宿泊学習に限らず、日帰り・短期滞在・季節ごとの体験プログラムなど、多様な利用形態が考えられます。	ご提案の「新しい自然の家」としての考え方は、当該地が担ってきた自然体験や学びの役割を現代的に捉え直すものであり、本素案が重視する区民への利益還元、教育・文化、地域交流、自然環境への配慮とも通じる視点と認識しております。 また、サウナや滞在空間、自然体験プログラム等の具体案も、利活用の検討を広げるものとして参考になります。 一方、利活用の具体化にあたっては、法令上の条件や周辺環境との調和、事業性等を踏まえ整理が必要となります。 今後は用途を限定せず、多様な提案がなされるよう条件整理を進めるとともに、地域貢献や価値還元の観点も含め評価の考え方を検討してまいります。

旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針（素案）に対するご意見の概要と区の考え方

No.	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
		4. 創造人材・都市人材の研修拠点 AI、デザイン、都市、医療、教育、環境などの分野に関わる人材が、軽井沢の自然環境の中で思考を深める研修・対話・滞在型プログラムを行うことも考えられます。ただし、用途上の制約を踏まえ、単なる事務所やインキュベーション施設ではなく、教育・文化・研修・交流の場として位置づけることが重要です。 5. 軽井沢町への還元 軽井沢町民の利用枠、町内事業者との連携、雇用創出、環境負荷の低い駐車場整備、既存樹木の保存、景観と調和した低層建築などを条件化することで、千代田区民だけでなく、軽井沢町のまちづくりにも資する活用となります。 このような方向性は、素案が掲げる「区民への利益還元」「教育・文化の振興」「地域交流の促進」「軽井沢町のまちづくりへの配慮」と整合するものと考えます。また、サウンディング調査においても、収益施設ではないため賃料競争より地域活性化やまちづくりへの寄与を重視した選定を望む意見が示されています。したがって、公募条件においても、単純な経済条件だけでなく、当該地が持つ歴史性、自然環境、公共性、区民・町民双方への還元を評価できる枠組みを設けることが重要と思われます。 これは高級リゾート施設を求めるものではありません。むしろ、旧少年自然の家の歴史を引き継ぎながら、千代田区民、軽井沢町民、滞在者、創造人材が、森のなかで心身を整え、学び、語らい、地域と接続するための公共的拠点として再定義する提案です。 そして本跡地は、中軽井沢エリアの将来的なまちづくりにおいても重要な位置を占める可能性があります。千代田区の資産であると同時に、軽井沢町の環境・景観・地域活動にも大きく関わる場所であるため、公募条件においては、単純な経済条件だけでなく、地域活性化、教育・文化、自然環境、区民・町民双方への還元を重視した評価軸を設けていただきたいと思います。 旧軽井沢少年自然の家跡地は、千代田区にとって単なる未利用地ではなく、都市に暮らす人々が自然と再接触し、同時に過剰なデジタル接続から一時的に離れるための貴重な公共資産になり得ます。 その意味で、旧軽井沢少年自然の家を、過去の教育施設として復元するのではなく、AI時代の都市生活者にとって必要な「新しい自然の家」——森のなかで心身を整え、学び、語らい、静かに創造性を回復する公共的拠点として再定義し、活用する可能性を、公募条件の検討に加えていただくことを提案します。	
2	区内に住所を有する方	お世話になります。旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針（素案）について、論点がずれておりましたら、大変失礼致しますが、意見を述べさせていただきます。 活用方法の中に「文化芸術活動の研鑽の場」の記載がありましたが、例えば、コンサート会場等、どうかと思いました。 現在、子供の数は減っていますが、子供を取り巻く環境は昔と比べて、インターネット普及の中、SNS等が身近になり、いじめ等、子供を取り巻く環境が複雑化し、打開策も見いだせない状況が続いていると思います。それは、おそらく、子供自身が、自分で自問自答するしか手段はないからかもしれません。たまたま、NHKの番組をみていたところ、出演歌手グループ（ミセスグリーンアップル）の歌う一部分の歌詞に励まされたという不登校者のコメントが多かったのに驚きました。 子供対象のコンサート会場等、直接的な効果が数値で見えずとも、何かしら、子供の心に直接訴えかける、子供が自分自身をそのまま受け入れることができるような、前を向いて一歩進めることのできる歌との触れあいがある会場づくり等いいのではないかと感じました。 コンサート会場であれば、長野の景観に合わせた施設形状も可能です。また、青少年の家が設立された意思も引き継げるのではないかと思います。千代田区の子供にも、コンサートに無料で招待（学校単位等）し、千代田区民に還元することもできます。 契約形態は、長期・短期でも構わないと思います。	音楽を通じて子どもの心に働きかける場としてのご提案は、現在の子どもを取り巻く環境を踏まえた視点として受け止めております。その上で、施設の用途や規模については、用途地域等の条件や周辺環境との調和、事業性を踏まえて検討する必要があります。 今後は教育・文化に資する活用も含め、当該地の特性に応じた提案がなされるよう検討するとともに、区民還元のあり方についても併せて検討してまいります。

旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針（素案）に対するご意見の概要と区の考え方

No.	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
3	その他計画等に利害関係を有する方	みらいの森は、児童養護施設で暮らす子どもたちのために、アウトドアプログラムを通じて生涯の糧となる体験を創り出し、幸せな実りある成長をサポートしている、事務所を東京都港区に置くNPOです。 2013年にNPOとして活動を始め、現在まで1800名を超える子どもたちと450名以上の施設職員さんにご参加いただき、みらいの森での学びを日常の生活と彼らの成長につなげていただけてきました。 当初より様々なパートナーさんのご協力のもと、宮城、東京、新潟、長野などで、既存の宿やキャンプ場をお借りしプログラムを開催してきましたが、ここ数年間で参加者が増えていくに従い、キャンプ場や宿の人数制限により、プログラム拡大の限界が見えてきました。日本国内にはまだ25,000人もの子どもたちが児童養護施設に暮らしています。私たちは1人でも多くの子が自分の夢を叶えられるようサポートしていくため、活動の拠点となるキャンプサイトを探し始めることにしました。 自身のキャンプサイトを持つことで、年間を通して定期プログラムを増やすことができ、子どもたちにとって安定した環境を提供することができます。また、日帰りから長期宿泊プログラムまで、幅広い形式を取り入れることができ、それぞれの成長過程や課題にあったプログラムを提供できるようになります。さらに、外部の専門家によるワークショップや海外のキャンプとの交流、就業体験など、より包括的な活動を行うことができるようになります。 さらに、みらいの森プログラムを経験して退所していった子たちにとって、自立後も、学校でも施設でも会社でもない、卒業生がいつでも気軽に相談できるような相手、そして帰って来られる「居場所」であり続けることができ、みらいの森のコミュニティの1員として迎えることができます。 子どもたちが自分らしく、安心して新しいことに挑戦でき、大自然の中で自分の可能性を広げ、将来の夢をかなえられるよう、「みらいの森キャンプサイト」を探している中で、こちら意見としてお送りさせていただきました。	自然体験を通じて子どもの成長を支える活動や拠点整備の考え方は、当該地のこれまでの役割とも親和性があるものと認識しております。 また、継続的な支援や居場所の確保といった視点も重要なものと受け止めております。 一方、具体化にあたっては、用途地域等の条件や周辺環境、事業の継続性、区民への還元等を踏まえた整理が必要です。 今後は教育・福祉・自然体験などを含む多様な活用の可能性として、提案を受けられるよう検討してまいります。
4	区内に住所を有する方	令和8年5月5日 広報千代田区政インフォメーション“旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針（素案）”の記事を拝見しました。その土地の活用方針の素案として“温泉つきの保養施設”の運用を提案致します。	保養機能に関するご提案は、区民のリフレッシュや滞在機会の充実につながる視点として受け止めております。 本件地は用途地域上の制約があるため、施設の形態等については、法令条件や周辺環境との調和を踏まえた検討が必要となります。 今後の公募にあたっては用途を限定せず、多様な提案がなされるよう検討してまいります。

旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針（素案）に対するご意見の概要と区の考え方

No.	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
5	区内に住所を有する方	旧軽井沢少年自然の家 跡地の活用に向けた方針 （自然豊かで 静かな環境をいかして） 今では、中年のおじさんになった息子たちが、幼稚園、小学校の頃から「自然の家」のD棟を利用して宿泊。あちこちのスキー場に連れて行きました。メレーズができてからは、夫婦二人で、時には孫たちにも一緒に、のんびり楽しませていただいています。「自然の家」の広い敷地、緑豊かな場所を是非維持していただきたく、思いついたことを書かせていただきました。 < 1 > 「自然の家」の活用方法だけでなく、老朽化が進む「メレーズ」の方と併せて考えたい。 < 2 > 「自然の家」の敷地を最初に整備してから、次に「メレーズ」の機能を移し、その後、現在の「メレーズ」の敷地を民間業者に貸し付けて活用。 < 3 > 「自然の家」の整備について。 自然豊かで、静かな環境を維持しながら3つのエリアに分ける。 ①森の図書館・森のホール（一般利用可能） 出版の街、本の街の豊富な蔵書を活用。併せて、図書館を多目的な文化活動の場として位置づけ、手軽な音楽会や交流会などを開く場所とする。 ②宿泊棟（区民優先） ③高齢者等利用可能な、バリアフリー宿泊施設（区民のみ） 以上、「メレーズ」と一体になった再整備の提案をさせて頂きました。 幼児から高齢者まで、すべての年代の区民の「思い出の場所」「憩いの場所」となるような整備、配慮をお願いしたいと思います。	自然環境を活かした施設整備や、図書館・宿泊・バリアフリー機能を組み合わせたご提案は、幅広い世代が利用できる場としての視点を含むものと受け止めております。 また、メレーズを含めた一体的な考え方についても、検討の視点の一つとして認識しております。 一方、具体化にあたっては、法令上の条件や景観との調和、事業性等を踏まえた整理が必要です。 今後は、利用の歴史も踏まえつつ、自然環境を活かした滞在や文化活動など、多様な提案が可能となるよう検討してまいります。
6	区内に住所を有する方	少年自然の家は個人的に利用したこともありましたが、施設が団体向けに設計されていたため個人の単位では気軽に利用しにくい面もありました。跡地の活用に関しても、個人単位でもハードルの低い利用が可能な施設が出来ると良いですね。	これまでの旧軽井沢少年自然の家は、主に団体利用を前提とした施設であったため、個人単位での利用がしづらい面があったとのこと指摘について、利用実態に関する一つのご意見として受け止めております。 今後の活用においては、個人での利用のしやすさも含め、区民の利用機会の拡大を考慮してまいります。 その際、運営形態や施設規模については、法令上の条件や事業性を踏まえ、全体の中で整理してまいります。
7	区内に住所を有する方	「青年自然の家」は長年にわたり、区民、とりわけ青少年の学び・交流・自然体験など共同生活を育んできた区民共有の財産です 千代田区は人口増加が続き子育て世帯も増加しております。青少年移動教室、自然体験学習、地域交流、スポーツ学習、防災訓練など活用できる公共施設の必要性は今後さらに高まると思います 青年自然の家を「収益施設」としてでなく未来のこどもたちや区民の交流・学び・成長を支える公共資産として位置づけ区民に開かれた形での再整備・活用していただくことを強く望みます 40年前4家族で宿泊して家族で交流 子供たちが大喜びで楽しかった思い出がよみ返ります。区の他の施設が失われてきて残念です。	当該施設が青少年の学びや交流の場として長年使われてきたことや、思い出の場であるとのこと意見については、これまでの役割・利用実態として認識しております。 本素案では、区の所有を前提に、区民への利益還元や交流、環境配慮を重視した活用を図る考え方としており、公共的な資産として活用すべきとの趣旨とも通じるものと受け止めております。 今後は、事業性や環境との調和を踏まえつつ、幅広い区民が利用できる場となる可能性について検討してまいります。

留保財産の選定について

1 概 要

将来の施設整備に備える資源として活用していくため、未利用又は暫定的に活用している区有財産のうち、一定の条件を満たすものについて、その保有や活用の考え方を整理・体系化した「千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針」を策定した。

本基本方針に基づき、将来に向けて計画的に確保すべき財産を留保財産として選定する。

2 留保財産の選定

(1) 留保財産候補地

以下の区有財産を留保財産として選定する。

区有財産の名称		所在地	敷地面積
旧永田町小学校	永田町二丁目 1 9-1		3,975.49 m ²
旧九段中学校	富士見一丁目 1-6		5,131.93 m ²
小川広場	神田小川町三丁目 6 番 1 1 (地番)		3,179.64 m ²
旧今川中学校	鍛冶町二丁目 4-2		3,484.46 m ²

(2) 選定理由

いずれも一定規模以上の敷地面積を有し、法令上の制約等を踏まえても将来の施設整備に支障がない有用性の高い財産であるとともに、各地域における行政需要に対応可能な立地や実績を有し、将来的に重要な活用が見込まれるため。

3 今後の予定

留保財産として選定された区有財産については、今後、庁内の行政需要や地域ニーズを踏まえ、将来の公共施設整備を見据えた活用方針の策定に向けた検討を進めていく。

一番町職員住宅及び併設民間マンションの建替えについて

1 一番町職員住宅の概要

所在地：千代田区一番町 6-23

面積：土地：172.89㎡、建物専有面積：547.16㎡

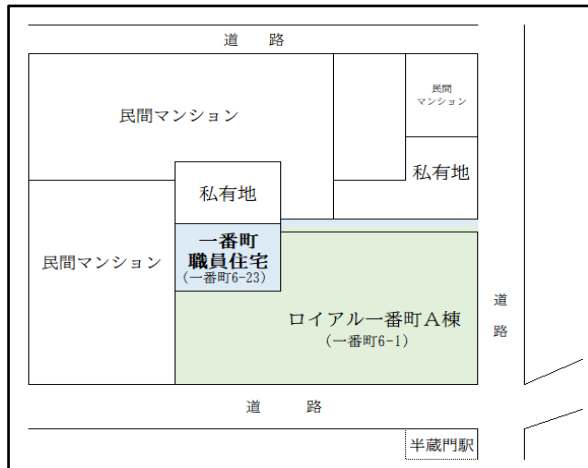
竣工：昭和59年12月竣工（築42年）

戸数：14戸（世帯用10戸、単身用4戸）

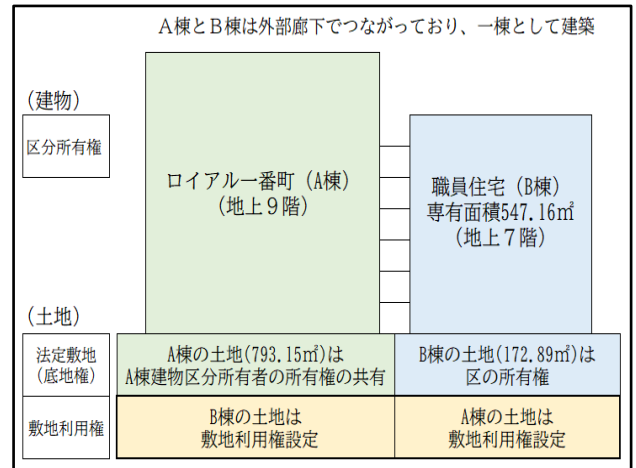
その他：民間マンション（ロイアル一番町）と併設（2つの敷地に一体の建物）

区が所有する職員住宅敷地は、昭和25年に故大島義愛氏（名誉区民）から九段小学校校長住宅用として区に寄付されたもの。

【周辺概略】



【建物概要】



2 経緯

一番町職員住宅及びロイアル一番町は築42年が経過し、老朽化による設備関係の劣化が著しく、給排水管の不具合による漏水等が頻発している。

一番町職員住宅とロイアル一番町は建築基準法上も区分所有法上も一つの建物となっており、建替えをするにしても一体での建替えが必要になる。

現在、マンション管理組合では総合設計制度による建替えを検討しており、今夏に建替え決議を行う予定。

3 今後の方向性

現在の建物全体の老朽化の状況を踏まえ、区としても職員住宅部分を含むマンションの建替えに同意する。

一方で、建替え後の建物に職員住宅を設置することは困難なため、従後財産の活用策については、全庁的な需要等を踏まえ検討していく。